

諏訪市放課後児童クラブ 安全計画

令和 6 年 3 月

諏訪市教育委員会

諏訪市放課後児童クラブ 事故防止・事故対応マニュアル

Ver. 1

令和6年3月

目次

はじめに	3
1. 施設・設備等における事故への対応	4
1.1 安全点検の実施	4
1.2 施設・設備等における事故防止対策の実施	5
1.3 運用面における事故防止対策の実施	5
1.4 事故発生時の対応	7
1.5 応急処置の方法	9
1.6 放課後児童クラブ内での事故に関する情報の共有	14
2. 飲食物等への対応	16
2.1 食物アレルギーへの対応	16
2.2 おやつ・食事提供時の食中毒の予防	18
2.3 窒息・誤嚥・誤飲等への対応	18
3. 熱中症への対応	21
3.1 暑さ指数	21
3.2 熱中症警戒アラート	22
3.3 熱中症の予防	24
3.4 熱中症発生時の対応	25
4. 帰宅方法、外部活動等への対応	26
4.1 日常の取組	26
4.2 外部活動への参加時の対応（行う場合）	27
4.3 降雪への対応	27
4.4 緊急時・事故発生時の対応	28
【別紙】 屋内施設・設備の安全点検表	29
【別紙】 屋外施設・設備の安全点検表	30
【別紙】 事故・災害等への対応のための施設・備品の安全点検表	31
【別紙】 外遊び時役割分担表	32
【別紙】 事故発生時の対応手順	33
【別紙】 救急車要請手順	34
【別紙】 事故報告書	35
【別紙】 食物アレルギーに関する緊急時の判断と対応	36
【別紙】 熱中症発生時の対応手順	37

参考文献	38
作成・改訂履歴.....	40

はじめに

本マニュアルは、「諏訪市放課後児童クラブ」における児童の事故※防止を目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また事故発生のおそれのあるときや事故が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、事故防止や事故による被害拡大防止に努めてください。

※ 本マニュアルにおける「事故」とは、「児童が放課後児童クラブでの活動中（施設外での活動を含む）および来所・帰宅中にケガ・病気を負うこと」を指します。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ リーダー支援員：当クラブの責任者であり、事故等が発生した場合に判断を行う人を指します。なお、リーダー支援員が不在などの場合については、他の支援員（放課後児童支援員有資格者）がリーダー支援員の役割を代行します。
- ・ リーダー支援員からの指示を受けた職員：必要な時にリーダー支援員からの指示に基づき行動する人を指します。
- ・ 職員：当クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、当クラブで起こりうる全ての問題に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、リーダー支援員や教育総務課青少年係に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 施設・設備等における事故への対応

1.1 安全点検の実施

職員は、当クラブの「安全計画」に基づいて、施設・設備等の安全点検を実施します。

具体的には、施設・設備に応じて、それぞれ以下の項目・観点で点検を行います。点検時は、別紙（本マニュアル末尾）の点検表を使用します。

1.1.1 屋内施設・設備の安全点検

屋内施設・設備については、以下の項目に基づいて、施設・設備に異常がないか点検を実施します。

- ☐ 居室、廊下、階段等の床、壁にささくれ、段差がないか。
- ☐ 窓、扉等の立て付け、鍵締めができるか。
- ☐ 高所から保管物が落下しないか。
- ☐ 棚、書庫、ロッカー、下駄箱等が固定されているか。
- ☐ 机、椅子、棚、備品等の破損、不具合、劣化がないか。
- ☐ 床等の落下物（水、ガラス片、画びょう等含む）、滑りやすいところがないか。
- ☐ はさみ等の刃物、突起物の器具の保管が適切か。
- ☐ 高温になる設備（暖房器具・照明等）に容易に触れられるようになっていないか。
- ☐ 給湯器に不具合がないか。（あるところ）
- ☐ トイレや蛇口周りに漏水がないか。
- ☐ 天井、壁等の雨天時の漏水（シミの存在等）がないか。
- ☐ コンセントやコードの異常、不具合がないか。
- ☐ 換気扇に不具合がないか。（あるところ）
- ☐ ゴミ箱の管理（劣化、異臭等）に問題がないか。

1.1.2 屋外施設・設備の安全点検

屋外施設・設備については、以下の項目に基づいて、施設・設備に異常がないか点検を実施します。

- ☐ 舗装材のひび割れ、凸凹、陥没、傾斜、損傷、劣化がないか。
- ☐ 広場、庭等に落下物がないか。（あるところ）
- ☐ マンホールや溝蓋の外れ、損傷、劣化がないか。（あるところ）
- ☐ 門やフェンス、塀の傾き、腐食、劣化がないか。（あるところ）
- ☐ 遊具周囲に障害物がないか。（あるところ）
- ☐ 樹木の枯れ、根元の腐食、支柱の劣化がないか。（あるところ）

- ☐ 竪樋、ドレイン、側溝や排水溝の詰まりがないか。(あるところ)
- ☐ 擁壁、斜面の亀裂、変形、沈下がないか。(あるところ)
- ☐ 動線上にプリンター、備品等の障害物の放置がないか。

1.1.3 事故・災害等への対応のための施設・備品の安全点検

その他、事故や災害に対応するための施設・備品については、以下の項目に基づいて、施設・設備に異常がないか点検を実施します。

- ☐ 救護、救急備品が準備されているか。
- ☐ 避難経路（防火扉、廊下、階段、非常口）に不具合がないか。
- ☐ 避難器具（屋外階段）に不具合がないか。(あるところ)
- ☐ 消防設備（消火器）に不具合がないか。(あるところ)
- ☐ 非常口、防火扉周囲に障害物がないか。
- ☐ 非常用照明や誘導灯、照明器具の球切れ、破損がないか。
- ☐ 屋外階段等周囲に障害物がないか。(あるところ)
- ☐ 屋外階段等の劣化がないか。(あるところ)
- ☐ インターホン、防犯カメラに不具合がないか。(あるところ)

1.2 施設・設備等における事故防止対策の実施

職員は、1.1において、改善が必要と判断された箇所がある場合には、安全を確保できるよう、施設・設備等の修理・補修等を行います。

児童が使用する施設・設備等の場合には、修理・補修等が完了するまでは、当該施設・設備の以下のような使用禁止措置を講じます。

- ☐ 移動できる物品の場合には、児童が使用できないよう、倉庫にしまうなどする。
- ☐ 移動できない施設・設備の場合には、カラーコーンやポール、テープ、ロープ等で囲うなどして、児童が立ち入れないようにする。

1.3 運用面における事故防止対策の実施

1.3.1 職員による児童の安全確保

当クラブでの事故を防止し、児童の安全を確保するため、職員は常に児童の状況を把握し、児童が危険な行動をとっている場合には注意喚起し、事故防止に努めなければなりません。特に以下のような場合には、リーダー支援員の指示を受けた職員が、遊び・作業をどのように行うかを計画し、児童数に応じた職員を配置して、常に児童の安全が確保されているかを確認します。なお、外遊びなどの場合には、別紙（本マニュアル末尾）の外遊び時役割分担

表を使用するなどして、児童に異常がないか、事故が発生していないかを確認できるようにします。

- ・ はさみ・カッター・包丁等の刃物を使う場合
- ・ 火や高温物を使う場合（料理や実験等を実施する 等）
- ・ 外遊びの場合（特に、ジャングルジムやうんてい等の高所に上る遊び、一輪車等の転倒が頻繁に発生する可能性がある遊び、ボールやフリスビー等の物を投げる遊び 等）

1.3.2 児童への安全教育

職員は、安全計画に基づき、事故を防止するために、児童への継続的な安全指導を行います。

遊びや活動の中で事故につながるおそれがある点については、職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童が自ら危険を予測し、自ら回避することができ、安全に行動することができる資質・能力をはぐくみます。

1.4 事故発生時の対応

事故が発生した際には、次の手順で対応を行います。

- ① 発見者は、事故発生の状況を確認するとともに、負傷者・疾病者がどのような症状かの確認を行う。
その上で、症状に応じ、1.5に基づいて応急処置を行う。
 - ② 並行して近くの職員に支援を要請する。
 - ③ 支援要請を受けた職員は、リーダー支援員に事故の発生と状況を通知する。
 - ④ 状況を把握したリーダー支援員は、1.4.1に照らし、必要な場合には救急車を要請する。
 - ⑤ 救急車の要請が不要と判断した場合でも、必要があれば、職員は保護者に連絡し、医療機関を受診させる。
 - ⑥ 救急車の要請を行った場合には、リーダー支援員は直ちに保護者及び教育総務課青少年係に連絡し、状況を伝える。
 - ⑦ 救急搬送、医療機関受診、当クラブでの処置のいずれかにより処置を行う。
- ※ クラブの状況に応じて、青少年係職員がクラブ運営の応援に入る。

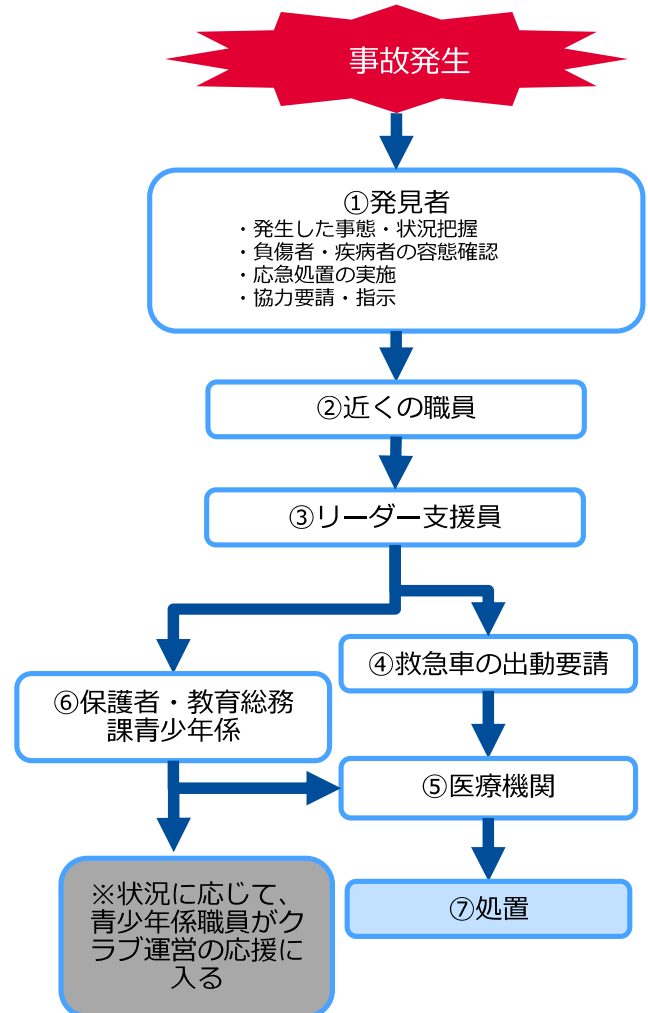


図 1 事故発生時の対応フロー

1.4.1 救急搬送が必要な場合

(1) 救急車を呼ぶ基準

救急車を要請する基準は以下のとおりとします。

- ☐ 呼吸停止、心肺停止で人工呼吸や心肺蘇生が必要な児童がいる。
- ☐ 呼吸困難な児童がいる。
- ☐ 胸痛を訴えている児童がいる。
- ☐ 大量出血があり、ショック症状のある児童がいる。
- ☐ 胸部を強く打ち、ショック症状のある児童がいる。

- ☐ 腹全体が緊張して痛みが強く吐き気がある児童がいる。
- ☐ 重度の熱傷の児童がいる。
- ☐ 頭部を打ち、またはその他の理由で意識状態に異常のある児童がいる。
- ☐ 脊椎を損傷している恐れがある児童がいる。
- ☐ 手足の一部または全部が麻痺している児童がいる。
- ☐ 激しい腹痛を訴えている児童がいる。
- ☐ 吐血や下血のある児童がいる。
- ☐ 胸や足を骨折している児童がいる。
- ☐ 痙攣が続いている児童がいる。

(2) 救急車を要請する際の電話対応

救急車を要請する際は以下のとおり対応します。救急時にも落ち着いて対応できるように、リーダー支援員は、電話のそばや壁等に本手順を貼っておきます。救急車の要請は、リーダー支援員が行います。

① 種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 救急です。

② 場所

▶ ○○（クラブ名）です。

（クラブ名、所在地、近くの目標物）○○市○○町○○丁目○○番地 です。

③ 通報者

▶ 氏名は○○○○です。電話番号は○○○○○○○です。

④ 被害状況

▶ 負傷者は○○人です。負傷者の容態は○○○の状態です。

※負傷者／疾病者の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 救急車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内する。

⑥ 報告

救急車に同乗した職員は、医師の診察結果をリーダー支援員に報告する。リーダー支援員または医療機関に同行した職員は、医師の診察結果を保護者及び教育総務課青少年係に連絡する。

1.4.2 軽傷の場合

1.4.1 に該当しない場合には、軽傷と判断し、職員は以下のとおり対応する。

- ① 軽傷／軽症であれば、職員等が 1.5 に基づき応急措置を行う。
- ② 対応にあたって、不明な点がある場合は、リーダー支援員に連絡し、判断を仰ぎ、対応する（報告・連絡・相談を徹底する）。
※ただし、急に症状が悪化するなど容態に変化があり、危険な場合には、救急車を要請する。
※状況によっては、速やかに保護者に迎えを依頼し、家庭での経過観察と、状態に応じた医療機関の受診を依頼する。
- ③ 児童のお迎えの際、保護者に発生経緯、症状、処置内容、経過について説明し、家庭での経過観察と、状態に応じた医療機関の受診を依頼する。
保護者に会えない場合は、電話連絡にて経過を説明し、家庭での経過観察と、状態に応じた医療機関の受診を依頼する。
- ④ 児童帰宅後や当日の業務終了後、定期的なミーティングにおいて、軽微な事案であっても、全職員間で情報を共有し、日誌に記録を残し教育総務課青少年係へ報告する。

1.5 応急処置の方法

児童が負傷等をした際には、職員は症状に応じて以下の手順で対応を行う。

1.5.1 手足をぶつけた場合

- ① すぐに安静にして、患部の状態を調べる。
- ② 児童が最も楽な姿勢ですぐに患部の様子を観察しながら、応急処置を開始する。
- ③ 皮膚にキズがある場合には、傷口を流水でよく洗浄し、傷の範囲によって絆創膏やガーゼで保護する。
- ④ 痛みのある部位に変形がないかどうか、左右を見比べて確認を行う。
- ⑤ 腫れや皮膚の色の変化を確認する。大きな変形がある場合は骨折も疑われるため、氷あるいは氷水を使い、患部とその周囲全体を冷やす（弾性包帯等で圧迫しながら氷等を固定する）。肘、膝の場合には、曲がらなくなるのを防ぐため、可能な範囲で肘、膝を曲げた状態で冷やす。
※腫れがひどくなるようなら、必ず医師の診断を受けるようにする。

1.5.2 頭をぶつけた場合

- ① 意識の有無、出血の有無、患部の状況を確認する。

- ② 意識がない場合は救急車を要請する。また、痙攣をしている場合、嘔吐を繰り返す場合には、救急車を要請するか、速やかに保護者に連絡し医療機関を受診する。
- ③ 緊急の状況でなければ、1.5.1 と同様に応急処置を行う。

1.5.3 胸をぶつけた場合

- ① 痛みの場所、症状、呼吸が正常に行われているかを確認する。
- ② 呼吸を苦しそうにしている、一部を強く痛がっている場合には、肺の損傷や肋骨の骨折の可能性があるため、救急車を要請するか、速やかに保護者に連絡し医療機関を受診する。
- ③ 緊急の状況でなければ、1.5.1 と同様に応急処置を行う。

1.5.4 目をぶつけた場合

- ① 眼がかすむ、見えにくい、視力低下などの症状がある場合、眼球からの出血や液体の流出が疑われるときは、救急車を要請するか、速やかに保護者に連絡し眼科専門医を受診する。
- ② 特に眼球破裂が疑われる時には、眼球内容（眼球の中身）の脱出を防ぐために眼部を圧迫しないようにし、至急、保護者に連絡し眼科専門医を受診する。

1.5.5 捻挫・脱臼の場合

(1) 症状の確認

次のような症状がひとつでもあれば捻挫を疑います。

- ☐ 関節を本来動く方向へ動かそうとすると痛む（運動痛）
- ☐ 患部を押すと痛む（圧痛）
- ☐ 静かにしていても痛む（自発痛）
- ☐ 患部周囲が腫れている（腫脹）
- ☐ 関節がガクガクし、不安定な感じがする

(2) 応急処置の実施

- ① キズや骨折がないと思われる場合には、患部に湿布薬（冷湿布）を貼る。
- ② 湿布薬がない場合には、氷のうを使うか、タオル等を濡らし、頻繁に代えて冷やす。
- ③ 関節を動かさないように包帯やタオル、三角巾、ふろしき等を使って圧迫、固定する。

※脱臼は、無理に戻すと神経や血管を傷つける場合があるため、無理に戻さない。

- ④ 応急措置が終わったら病院を受診する。

1.5.6 手足の外傷の場合

- ① 傷口の状態（出血が続いているのか、傷は比較的きれいなのか、傷口に異物が混入しているかなど）を観察する。
- ② 負傷部位より末梢部位の血行、しびれの有無、全身状態も確認する。
- ③ 傷口が汚れていたら、きれいな水で洗い流す。
- ④ 傷口を清潔なガーゼ等で拭き、ガーゼ、絆創膏等で傷を保護する。
- ⑤ 傷口部分はできるだけ安静にし、腫れや痛みがひどいときには、冷たいタオルや氷のうで冷やす。
- ⑥ 出血がある場合には、出血部位を清潔なガーゼ等の布で全体的に覆い、出血が止まるまで指や手で押さえて圧迫する。この際、感染予防のため、血液に直接触れることのないようにし、レジ袋等を手にかぶせて処置を行う。
- ⑦ 出血が止まらない場合には、さらに布や包帯を巻いて圧迫し、できるだけ早く医療機関を受診する。

1.5.7 熱傷（やけど）の場合

- ① やけどを負った場合には、速やか（可能な限り、やけど後 5 分以内）に水道水で患部を 5～30 分程度冷やす。衣服を着た箇所の場合には、無理に脱がさず衣服を着たまま冷やす。
※衣服を脱がすと皮膚や水疱が破れ、痛みの増強、症状の悪化の要因となるおそれがある。また、衣服を脱がすことで冷やすまでに時間を要し、症状が悪化するおそれがある。
※衣服の上からの場合は、氷のう等で冷やすことでもよいが、長時間あて続けた場合には凍傷となるおそれがあるため、注意が必要。また、患部に直接氷のう等を当てないようにする。
※身体の広い範囲に熱湯をかぶるなどした場合は、流水で冷やし過ぎると体温が下がり過ぎてしまうため、濡れたバスタオルで全身をくるみ、その上から毛布で保温する。
- ② 応急処置後、清潔なガーゼやタオルで患部を覆う。
※自己判断で軟膏や消毒薬を付けると、その後の治療に支障が出る場合があるため、受診前には付けない。
- ③ 以下のような場合には、病院（皮膚科、形成外科）を受診する。特に、B、C の場合には救急車を要請する。
A. やけどの範囲が広い（本人の手のひらより大きい）場合

B. 皮膚が赤くはれて水疱がある、強い痛みが治まらない場合

C. 皮膚が白い、もしくは黒くなり、痛みを感じない場合

1.5.8 骨折の場合

- ① 指先の色が変わってないか、しびれてないか、骨折部を動かさないように注意しながら、神経麻痺と、血行障害の有無を確認する。
- ② 変形などは現場では矯正しない。骨折部を中心にシーネ等で固定する。シーネ等がない場合は、段ボールを加工したり、週刊誌等を利用し、包帯・テーピング等を用いて骨折部を固定する。
- ③ 骨折部を中心にアイシングする。
- ④ 症状によって、救急車を要請する（救急車を要請する基準は、1.4.1(1)参照）。救急車の要請基準に合致しない場合には、保護者に連絡し整形外科を受診する。
※病院に行く前に、冷や汗や顔が青ざめていたり、児童の状況が悪化している場合には、ショック状態になっている可能性があるため、仰向けに寝かせ、体に毛布などをかけ、体温が下がらないような工夫、配慮を行う。

1.5.9 鼻血の場合

- ① 鼻をつまみ（外から鼻翼を押し）、止血する。
※出血部位のほとんどは、外から 1～1.5cm のあたりのため、鼻血が直ぐに止まるときは、そのまま安静にして、様子を見る。
- ② 鼻血が続くときには、背もたれのある椅子などに座り、頭をやや前に傾けて、親指と人差し指で鼻の下部をつまんで圧迫する。この際、冷たいタオルや氷のうで鼻部を冷やす。
- ③ 鼻部の圧迫で止血できないときには、清潔なガーゼや脱脂綿を鼻の奥に詰め込む。
この際、詰め込んだガーゼなどは、その一部を鼻から出しておくようにする。
- ④ 以上の手当をしても、15 分以上出血するなど、大量の出血が続くときには、耳鼻咽喉科を受診する。
※首のうしろを叩かない。鼻血が喉の奥に入り、嘔吐の原因となるおそれがある。

1.5.10 その他の緊急・救命対応 心肺蘇生法／AED

児童が何らかの事故などが原因で、気道がつまったり、呼吸や心臓が停止すると、数分の間に死の危険にさらされることとなります。その場合、児童の生命を救うために何よりも優先されなければならないのは本項の「緊急・救命対応」です。

救急車は、通報を受けてから 3 分～10 分以内に現場に到着するとされていますが、呼吸停止から何も手当をしないで 4 分を経過すると救命率は 50%となります。緊急・救命対応は、迅速であればあるほど、救命できる確率が上がるため、非常に重要な措置です。

職員は、普段から AED がどこに設置されているのかを確認しておきます。また教育総務課青少年係は、AED の使用方法を含めた心肺蘇生法の講習会に職員を参加させたり、研修の機会を設けて、いざというときに備えます。

なお、以下の手順は、緊急時に備え、リーダー支援員が掲示しておきます。

(1) 一次救命処置の実施

- ① 周囲の安全を確認する。
- ② 「もしもし」「どうしたのですか」肩を軽くたたきながら大声で呼びかける。何らかの応答や仕草がなければ「反応なし」とする。反応がないときは動作③に移る。
- ③ 反応がない場合は、救急車を要請し、AED（自動体外式除細動器）の手配を周囲に依頼する。
- ④ 反応の有無について迷った場合は、119 番通報して通信・指令員に相談する。
- ⑤ 呼吸の確認をする。児童に反応がなく、10 秒間、呼吸があるかを確認する。異常な呼吸（死戦期呼吸※）が認められる場合、その判断に自信が持てない場合は心停止、すなわち心肺蘇生法（CPR）の適応と判断し、ただちに胸骨圧迫を開始する。呼吸していれば回復体位※にする。

※ 死戦期呼吸：心停止直後にみられる症状のことで、あえぐように呼吸していたり、下あごを動かして呼吸しているように見えるもの。

※ 回復体位：意識障害のある患者に対して、救急車などの二次救命処置が開始されるまでの間、安静を保つための姿勢。

横向きに寝かせ、上になった脚の膝を 90 度曲げる。上側になった手を顔の下に入れ、できるだけ下あごを前に出す。

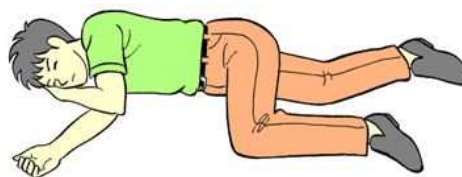


図 2 回復体位

（東京消防庁 HP より引用）

- ⑥ 心肺蘇生法は胸骨圧迫から開始する。児童を仰向けに寝かせ、職員は児童の胸の横にひざまずき、胸骨の下半分を胸骨圧迫の部位とする。深さは胸が約 5cm 沈むように圧迫する（ただし、6cm を超えないようにする）。この際、1 分間あたり 100～120 回のテンポで圧迫する。複数の職員がいる場合は、職員が互いに注意しあって、胸骨圧迫の部位や深さ、テンポが適切に維持されていることを確認する。心肺蘇生中の胸

骨圧迫の中断は最小にする。

- ⑦ 訓練を受けていない職員は、胸骨圧迫のみの心肺蘇生法を行う。訓練を受けた職員の場合は、頭部後屈あご先挙上法※を行い、胸骨圧迫と人工呼吸を 30：2 の比で行う。この場合、感染病防止の観点から感染防護具（人工呼吸用のマウスピース等）の使用が望ましい。

※ 頭部後屈あご先挙上法：傷病者の気道を確保するため、片手を傷病者の額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の 2 本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、傷病者の頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げる方法。

(2) AED 使用時の留意事項

A | 電気ショックが必要と解析され場合

- ① 「電気ショックが必要です」などのメッセージが流れ、充電が開始される。
- ② 充電が完了すると「除細動ボタンを押して下さい」などの音声が出る。
- ③ 周囲の人に、「みんな離れて！」などの声掛けをし、近くに人がいないことを確認してから除細動ボタンを押す。
- ④ その後、再び、解析が行われる。音声メッセージの指示に従って行動する。

B | 電気ショックが必要ないと解析された場合

- ① 「電気ショックは必要ありません」などのメッセージが流れた場合には、AED をつけたまま、心肺蘇生法を行う。心肺蘇生法を実施中に AED から指示が出た場合には、その指示に従う。
- ② 救急隊が到着したら、倒れた状況、行った応急手当、除細動を加えた回数を伝える。
- ③ 救急隊に引き継ぐときは、パットを剥がさず、電源も入れた状態にしておく。

1.6 放課後児童クラブ内での事故に関する情報の共有

当クラブで事故が発生した場合、事故処理完了後に、以下の対応を行います。

- ① 事故対応を行った職員は、別紙 事故報告書に事故の状況や対応内容を記入し、教育総務課青少年係に提出する。
- ② リーダー支援員は、事故報告書の内容を確認し、職員間で情報を共有し、その対応等について、より望ましい対応がないかなど、職員で話し合いを行う。
- ③ 事故への対応等に関し、本マニュアルを修正すべき点があれば、改訂を行う。
- ④ 児童に対する安全教育を計画し、安全計画に盛り込んで、実施する。

2. 飲食物等への対応

2.1 食物アレルギーへの対応

2.1.1 アレルギー疾患情報の申請の確認

(1) 食物アレルギー対応の説明

リーダー支援員、またはリーダー支援員から指示を受けた職員は、以下のタイミングで児童のアレルギー疾患情報を収集します。入所案内等で、当クラブにおけるアレルギー対応の内容を説明します。

場合によっては、おやつを持参を依頼します。

2.1.2 緊急時対応

児童にアレルギー症状が認められたり、アレルギーの原因食品を食べてしまった場合、職員は、以下の役割分担により対応を行います。

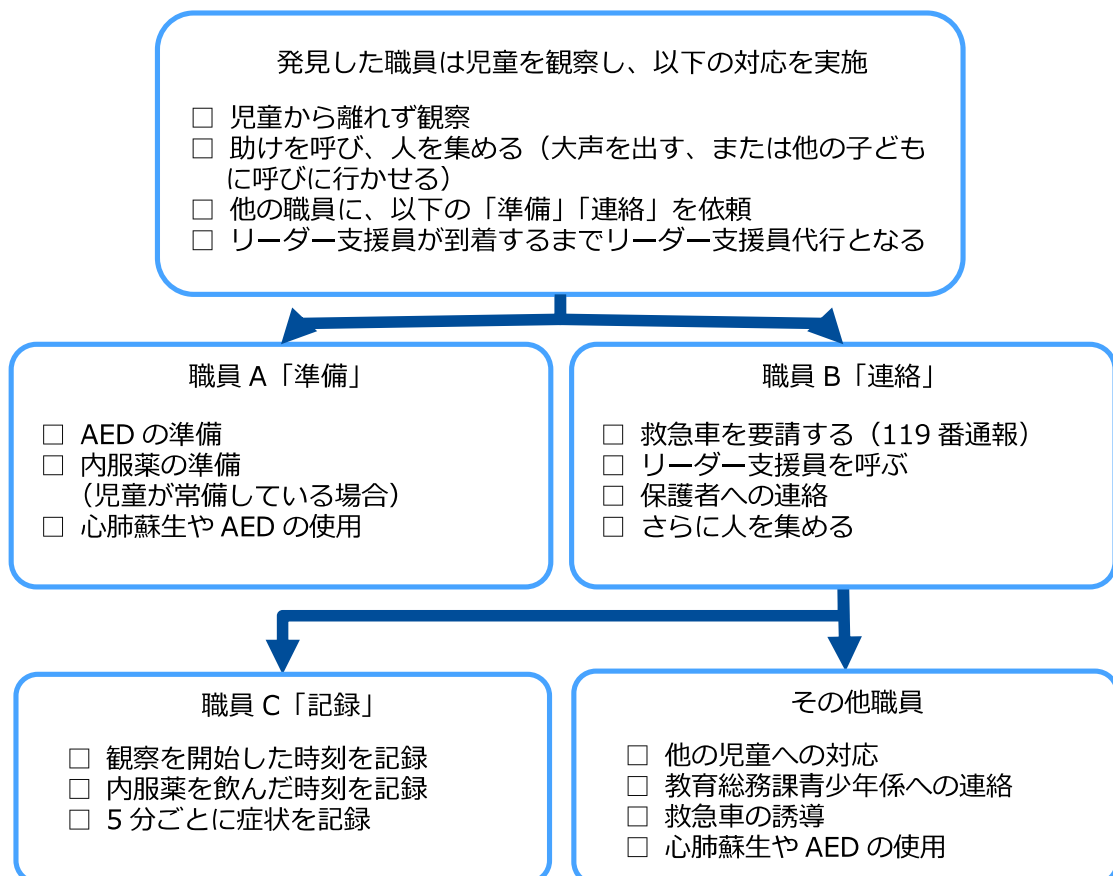


図 3 緊急時の役割分担

また、緊急時の判断は以下の手順により行います。なお、リーダー支援員またはリーダー支援員代行（発見した職員）は、以下の点に留意し、速やかに行動する必要があります。

- ☐ アレルギー症状があったら 5 分以内に判断する
- ☐ ただちに 119 番通報する

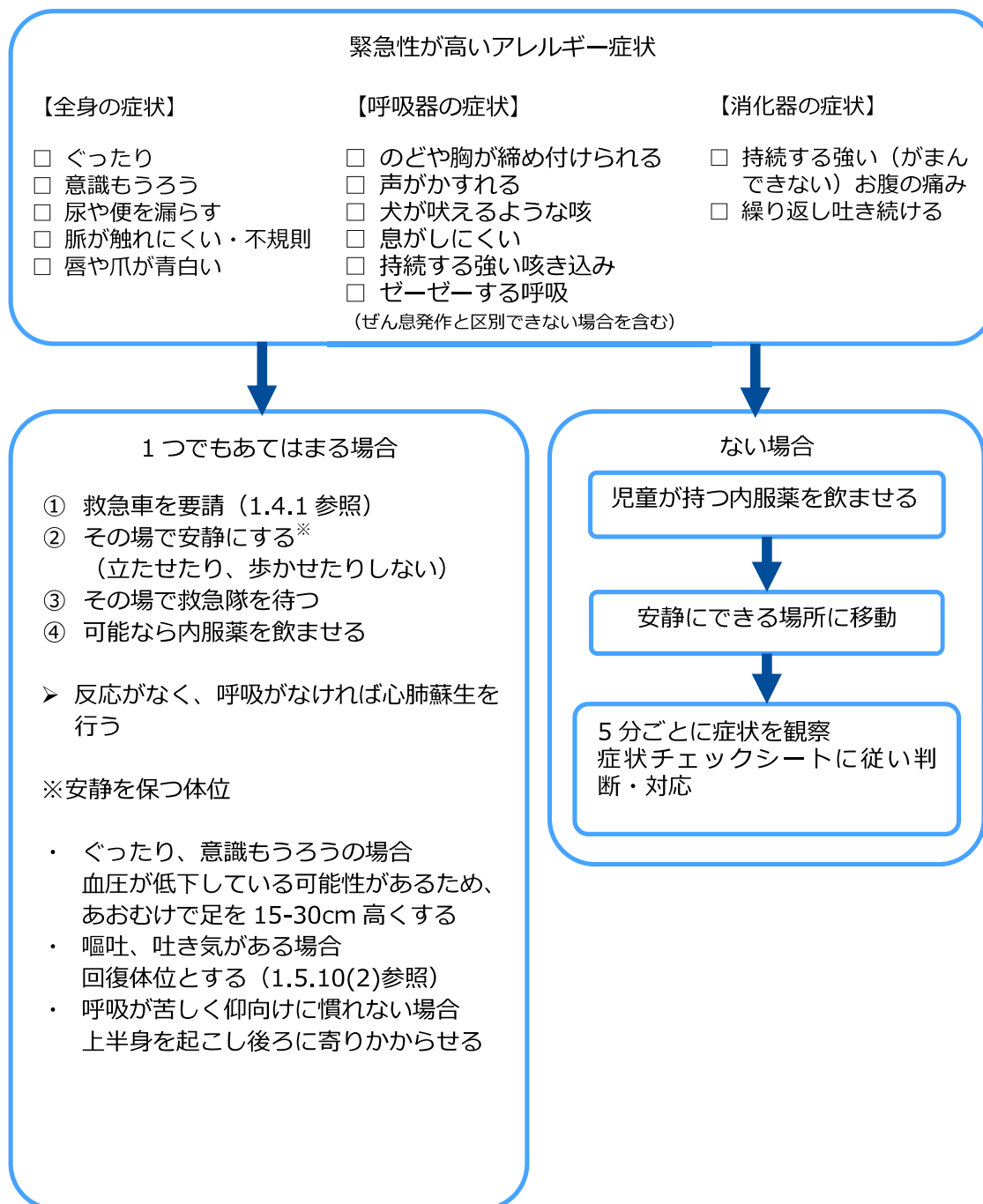


図 4 緊急時の判断と対応

2.2 おやつ・食事提供時の食中毒の予防

2.2.1 食中毒予防のための対応

当クラブにておやつを提供する場合、職員は、食中毒を予防するため、以下の対応を行います。

- ① 食器、調理器具等の衛生管理・消毒を十分行う。
- ② 市販の食品は、外装に異常がないか検品作業を適切に行い、消費期限・賞味期限を厳守する。
- ③ おやつ提供前は、児童に手洗い・うがいを徹底させ衛生管理に努める。
- ④ 衛生管理の面から、提供するおやつは、市販品を含め必ず施設の管理下で食べさせ、家庭に持ち帰ることがないようにする。

2.2.2 緊急時の対応

職員は、児童に腹痛、嘔吐、下痢、発熱の症状が見られた場合、食中毒が疑われるため、以下の手順で対応を行います。

- ① 症状を把握し応急処置を行い、1.4.1に基づき、必要があれば救急要請を行う。
- ② 保護者には事実経過と児童の状況を伝える。
- ③ 当該児童が喫食した食品を保全する。
- ④ 食中毒の疑いがある事象が発生した旨を、教育総務課青少年係に連絡し、教育総務課青少年係から管轄の保健所に連絡する。
- ⑤ 事故後の対応は、保健所等の指示に従って取り組みを行う。

2.3 窒息・誤嚥・誤飲等への対応

2.3.1 窒息・誤嚥への対応

(1) 窒息・誤嚥の防止

餅、こんにゃくゼリー、豆類・ナッツ類、アメ・グミ、粒状のチーズ、粒の小さなせんべい等は、児童の咀嚼力、嚥下力（噛む力、飲み込む力）が弱い場合には、食品のどに詰まらせて窒息したり、小さなかけらが気管に入り込んで肺炎や気管支炎を起こしたりするおそれがあります。職員は、当クラブの活動において食事・おやつの提供を行う場合、以下の対応により窒息・誤嚥を防止します。

- ☐ おやつとして、窒息・誤嚥のおそれのある食品を提供しない。
- ☐ おやつ時は、児童に異常がないかを監視する。

(2) 窒息時の対応

職員は、児童が餅等をのどに詰まらせたおそれがある場合には、以下の手順で対応します。

- ① 「窒息のサイン」（親指と人差し指で、のどをつかむ仕草）をしている児童がいる場合には、反応の有無を確認します。
- ② 反応がある（呼びかけに応じることができる）場合には、以下の方法により異物除去を行います。まずは A を行い、効果がなければ B を試みます。異物がとれるか、意識がなくなるまで続けます。

※参考まで、妊婦や乳児では、「腹部突き上げ法」は行いません。「背部叩打法」のみ行います。

A | 背部叩打法

患者の後ろから、手のひらの付け根部分で、左右の肩甲骨の真ん中あたりを力強く何度も叩きます。

B | 腹部突き上げ法

1. 患者の後ろへ回り、腰に手を回します。
 2. 一方の手で「へそ」の位置を確認します。
 3. もう一方の手で握りこぶしを作って、親指側を、患者のへその上方で、みぞおちより十分下方に当てます。
 4. 「へそ」を確認した手で握りこぶしを握り、素早く手前情報に向かって圧迫するように突き上げます。
 5. 腹部突き上げ法を実施した場合は、腹部の内臓を痛める可能性があるため、救急隊にその旨を伝えるか、速やかに医師の診察を受けさせます。
-
- ③ 反応がない場合には、救急車を要請し、心停止に対する心肺蘇生の手順（1.5.10(1)⑥）を開始します。

2.3.2 飲食物以外の誤飲への対応

誤飲したことに気づいた場合、誤飲したものによって異なる対応を行う必要があります。

職員は、児童が誤飲したものによって速やかに以下の対応を行い、救急車を要請するか、病院を受診させます。

表 1 誤飲時の対応

誤飲物	対応	
	水・牛乳を飲ませるか	吐かせるか
タバコ	飲ませない	吐かせる
大部分の医薬品	飲ませる	吐かせる
防虫剤	飲ませない	吐かせる
除光液、灯油、ガソリン、ベンジン等の揮発性物質	飲ませない	吐かせない
トイレ用洗剤、漂白剤等	飲ませない	吐かせない
ボタン電池、コイン電池	飲ませない	吐かせない

3. 熱中症への対応

熱中症とは、体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動し、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウム等）が失われるなどの脱水状態になり、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れて、体温が急激に上昇することをいいます。

3.1 暑さ指数

3.1.1 暑さ指数とは

熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）があります。暑さ指数（WBGT）を、熱中症予防のための行動の目安とすることが推奨されています。

この WBGT は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

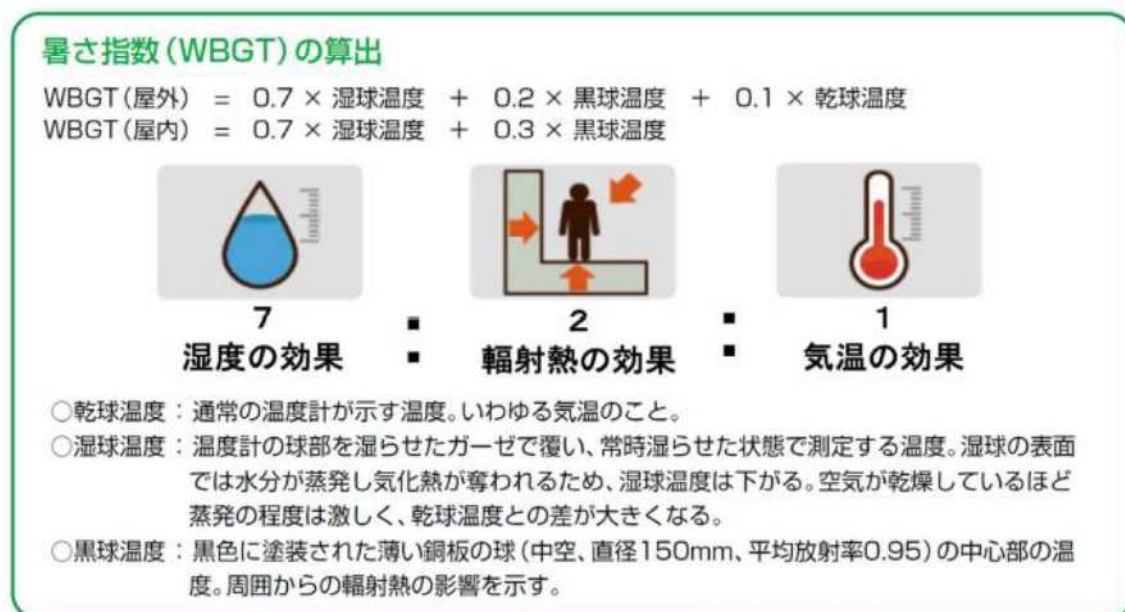


図5 暑さ指数（WBGT）の算出方法¹

リーダー支援員は、暑さ指数（WBGT）を計測し、表2の指針に従って、その日の外遊びの実施の可否等の対応を判断します。各

¹ 環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」より引用。

表 2 熱中症予防運動指針²に基づく対応方針

WBGT (℃)	湿球温度 (℃)	乾球温度 (℃)	放課後児童クラブにおける対応	
31 以上	27 以上	35 以上	運動は原則 中止	特別の場合以外は運動を中止する（体育館等の 屋内を含む）。
28～31	24～27	31～35	厳重警戒 〔激しい運動 は中止〕	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久 走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～ 20 分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25～28	21～24	28～31	警戒 〔積極的に 休憩〕	熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り、 適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動 では、30 分おきくらいに休憩をとる。
21～25	18～21	24～28	注意 〔積極的に 水分補給〕	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の 合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 未満	18 未満	24 未満	ほぼ安全 〔適宜水分 補給〕	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩 分の補給は必要である。市民マラソンなどでは この条件でも熱中症が発生するので注意。

1. 環境条件の評価には、WBGT（暑さ指数）の使用が望ましい。
 2. 乾球温度（気温）を用いるときは、湿度に注意する。湿度が高いときは 1 ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 3. 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※ 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人等。

3.1.2 暑さ指数の計測方法

暑さ指数は、暑さ指数（WBGT）計により計測します。暑さ指数計は、日本産業規格「JIS B 7922」に適合した電子式暑さ指数（WBGT）計を用います。各クラスに、電子式暑さ指数計 1 個（JISCB 適合）、持ち運びタイプの電子式暑さ指数計 1 個を配備します。

暑さ指数（WBGT）の計測にあたっては、以下の点に注意します。

- ☐ 黒球を日射に当てる（黒球が影にならないようにする）。
- ☐ 地上から 1.1m 程度の高さで測定する。
- ☐ 壁等の近くを避ける。
- ☐ 測定開始から 10 分程度経過し、値が安定してから測定値を読み取る。

3.2 熱中症警戒アラート

熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための

² 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

情報提供のことをいいます。

リーダー支援員は、暑さ指数（WBGT）計がない場合は、熱中症警戒アラートの情報を活用して、対応を判断します。

3.2.1 発表内容

熱中症警戒アラートでは、次の内容が発表されます。

- ☐ 府県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ
- ☐ 府県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT）
- ☐ 暑さ指数（WBGT）の目安
- ☐ 府県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測値（5時発表情報のみ付記）
- ☐ 熱中症予防において特に気をつけていただきたいこと

3.2.2 発表方法

熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システムを通じて地方公共団体や報道機関等に対して発表されます。

また、同時に気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情報サイトに掲載されます。

気象庁：<https://www.jma.go.jp/bosai/information/heat.html>

環境省：<https://www.wbgt.env.go.jp/>

3.2.3 熱中症警戒アラートの活用

(1) 情報の入手

熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のWEB ページ、SNS を通じて情報を入手できます。

逆に、誰かが入手しているであろうと考え、その情報が的確に共有されないことがないよう、以下のような情報の入手、関係者への伝達等を明確に定めておくことが望めます。

- ☐ 誰が確認するか
- ☐ いつ確認するか
- ☐ 誰に伝えるか
- ☐ 情報をもとに、「どのように対応するか」を決定する者
- ☐ 上記決定者が不在の場合の代理者 等

(2) 情報の活用

リーダー支援員は、熱中症警戒アラートの情報を参考に、翌日に予定されている行事（遠足等、クラブ以外の場所での行事も含む）の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの多めの準備、冷却等の備えを行います。当日の状況が予測と異なる場合もあり、リーダー支援員は、行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断します。

リーダー支援員は、熱中症警戒アラートが発表されていない場合であっても、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、状況に応じて、水分補給や休息の頻度を高めたり、活動時間の短縮を行います。

3.3 熱中症の予防

熱中症は生命にかかわる病気です。しかし、予防法を知っていれば、発生や悪化させることを防ぐことができます。日常生活における予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間いることを避けることです。熱中症は、体育・スポーツ活動において発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがあります。「暑くないから大丈夫」と思うのではなく、活動中の児童の状態をよく観察し、異常がないかを確認することが必要です。

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」³では、体育・スポーツ活動における熱中症予防原則として、以下の5つを挙げています。

<熱中症予防の原則>

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行いましょう
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと
3. 個人の条件を考慮すること
4. 服装に気を付けること
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

³ 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行の冊子

3.4 熱中症発生時の対応

職員は、熱中症の疑いがある場合、以下の手順で確認、対応を行います。

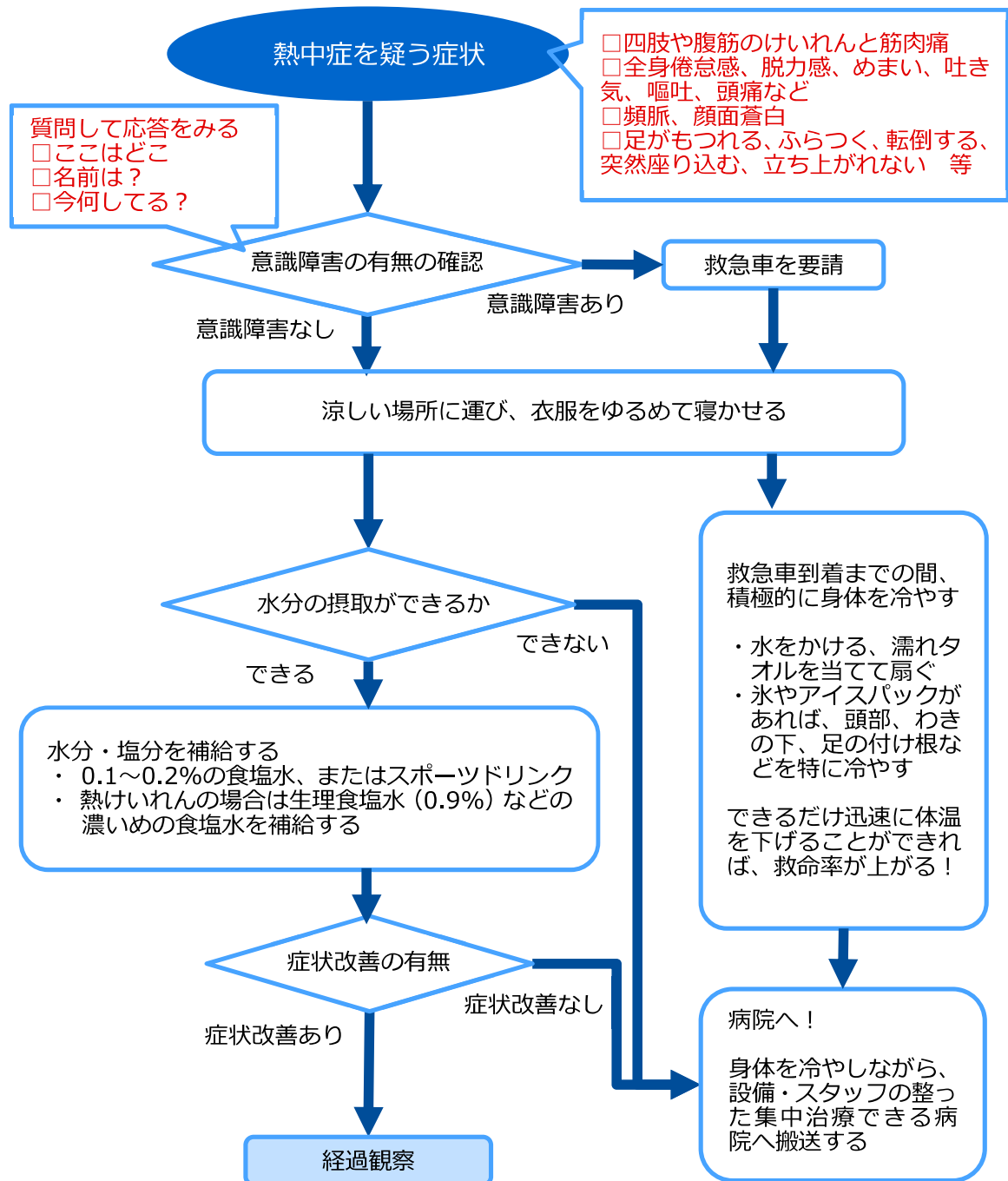


図6 熱中症発生時の対応手順⁴

⁴ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」より引用。

4. 帰宅方法、外部活動等への対応

4.1 日常の取組

児童の帰宅方法、クラブ外での活動については、日ごろから次のことに取り組んでおきます。

4.1.1 帰宅方法に関する情報の入手等

リーダー支援員、またはリーダー支援員から指示を受けた職員は、以下の対応により、児童の帰宅方法の確認をします。

- ☐ 当クラブの利用前に、保護者に対して、児童の帰宅方法をクラブへ共有するよう依頼する。
- ☐ 保護者に対して、児童クラブの責任は、クラブ入室後からクラブ退室まで（児童クラブ利用時間）となることを伝え、児童と一緒に、自宅から当クラブ、及び学校から当クラブまでの経路を確認するよう依頼する。この際、危険な箇所がないか、その他注意すべき点等についても確認し、児童に指導するよう依頼する。
- ☐ 保護者、児童に対し、来所の方法、帰宅・お迎えの方法、迎えの車の駐車位置を周知する。

4.1.2 出欠確認

職員は、以下の対応により、児童の出欠確認等を行います。

- ☐ 保護者に対し、日々の利用予定（来所・帰宅時刻、お迎え有無 等）を事前に申告するよう依頼する。
- ☐ 帰宅時刻に保護者の迎えがない場合には、保護者に連絡し、確認を行う。
- ☐ 日ごろから学校の下校時間が変更となる場合など、学校関係の情報を入手できるようにしておく。

4.1.3 児童への指導

職員は、児童に対し、1.3.2の安全教育等により、以下の事項を周知・指導します。

- ☐ 自宅・学校から当クラブへは定められたルートを利用すること。
- ☐ 保護者の依頼があっても、児童だけで帰宅する場合等では知らない人の声かけや誘いに乗らないこと。

4.2 外部活動への参加時の対応（行う場合）

リーダー支援員は、クラブ外での活動を行う場合、以下の事項を実施し、安全に十分に配慮します。

- ☐ 以下の事項について、事前に計画を綿密に立案する。
 - ・ 集合時間、帰宅予定時間
 - ・ 交通手段
 - ・ 移動経路（途中休憩場所や救急病院等の医療機関の有無等を含む）
 - ・ 経路上のチェックポイント毎の想定到着・出発時刻
 - ・ 各種活動における安全確保の手段（水辺での活動、火を使う活動、動物に触れる活動、様々な遊具を用いた活動（アスレチック等）等、それぞれの活動に応じた安全確保のための取組が必要。）
 - ・ 引率者（子どもの人数に応じた職員を配置する。また、救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立する。）
- ☐ 職員は、原則として児童全員が把握できる場所に位置し、複数での引率の場合は連絡を密にする。
- ☐ 職員は、行き帰りの交通安全のルールについて、事前に児童に指導する。

4.3 降雪への対応

降雪時の事故発生を防止するため、毎年 12 月に、職員は、児童に対して以下のような内容に関する教育を実施し、降雪時の注意喚起を行います。

＜雪道を歩く際のポイント＞

- ☐ 道路等が滑りやすいため、転倒に気をつけるべきこと。
- ☐ 自動車も滑りやすく、急に止まれないため、道路を渡るときは車が通り過ぎてから渡るか、車が完全に止まったことを確認してから渡るようにすること。
- ☐ 積雪がある場合には、除雪した雪で見通しの悪い場所があるため、交差点や曲がり角は左右の確認を確実に行うこと。特に吹雪の際は注意すること。

＜降雪時に危険な箇所＞

- ☐ 軒下：落雪などがあるため危険。特に晴れて暖かい日は、屋根から雪やつらが落ちやすい。
- ☐ 除雪機：手や足を巻き込まれる事故が多発しており、重大事故に至るおそれがある。
- ☐ 水路：雪に埋もれた水路は見えにくい。水路は深く、冷たい水が流れているため、生命の危険がある。

4.4 緊急時・事故発生時の対応

来所・帰宅時に緊急事態や事故が発生した場合の対応は、以下のとおりとします。

- ① 来所・帰宅時に交通事故や緊急事態発生の情報をもたらされた場合、情報を受けた職員は、まず、110番通報した上で、現場に急行する。
- ② 残った職員は、児童を集めて事情を説明し、クラブ内にとどめて置く。
- ③ 現場に到着した職員は、児童の状況を確認し、事件・事故の内容を把握して、収集した情報をリーダー支援に連絡する。
- ④ リーダー支援員は、児童の保護者にも状況を伝え、迎えを依頼する。
- ⑤ リーダー支援員は、事件・事故の概要を速やかに児童の所属する学校および教育総務課青少年係に報告する。

【別紙】 屋内施設・設備の安全点検表

屋内施設は、以下の項目・観点で点検を行います。

- ☐ 居室、廊下、階段等の床、壁にささくれ、段差がないか。
- ☐ 窓、扉等の立て付け、鍵締めができるか。
- ☐ 高所から保管物が落下しないか。
- ☐ 棚、書庫、ロッカー、下駄箱等が固定されているか。
- ☐ 机、椅子、棚、備品等の破損、不具合、劣化がないか。
- ☐ 床等の落下物（水、ガラス片、画びょう等含む）、滑りやすいところがないか。
- ☐ はさみ等の刃物、突起物の器具の保管が適切か。
- ☐ 高温になる設備（暖房器具・照明等）に容易に触れられるようになっていないか。
- ☐ 給湯器に不具合がないか。（あるところ）
- ☐ トイレや蛇口周りに漏水がないか。
- ☐ 天井、壁等の雨天時の漏水（シミの存在等）がないか。
- ☐ コンセントやコードの異常、不具合がないか。
- ☐ 換気扇に不具合がないか。（あるところ）
- ☐ ゴミ箱の管理（劣化、異臭等）に問題がないか。

【別紙】 屋外施設・設備の安全点検表

屋外施設は、以下の項目・観点で点検を行います。

- ☐ 舗装材のひび割れ、凸凹、陥没、傾斜、損傷、劣化がないか。
- ☐ 広場、庭等に落下物がないか。(あるところ)
- ☐ マンホールや溝蓋の外れ、損傷、劣化がないか。(あるところ)
- ☐ 門やフェンス、塀の傾き、腐食、劣化がないか。(あるところ)
- ☐ 遊具周囲に障害物がないか。(あるところ)
- ☐ 樹木の枯れ、根元の腐食、支柱の劣化がないか。(あるところ)
- ☐ 竪樋、ドレイン、側溝や排水溝の詰まりがないか。(あるところ)
- ☐ 擁壁、斜面の亀裂、変形、沈下がないか。(あるところ)
- ☐ 動線上にプランター、備品等の障害物の放置がないか。

【別紙】 事故・災害等への対応のための施設・備品の安全点検表

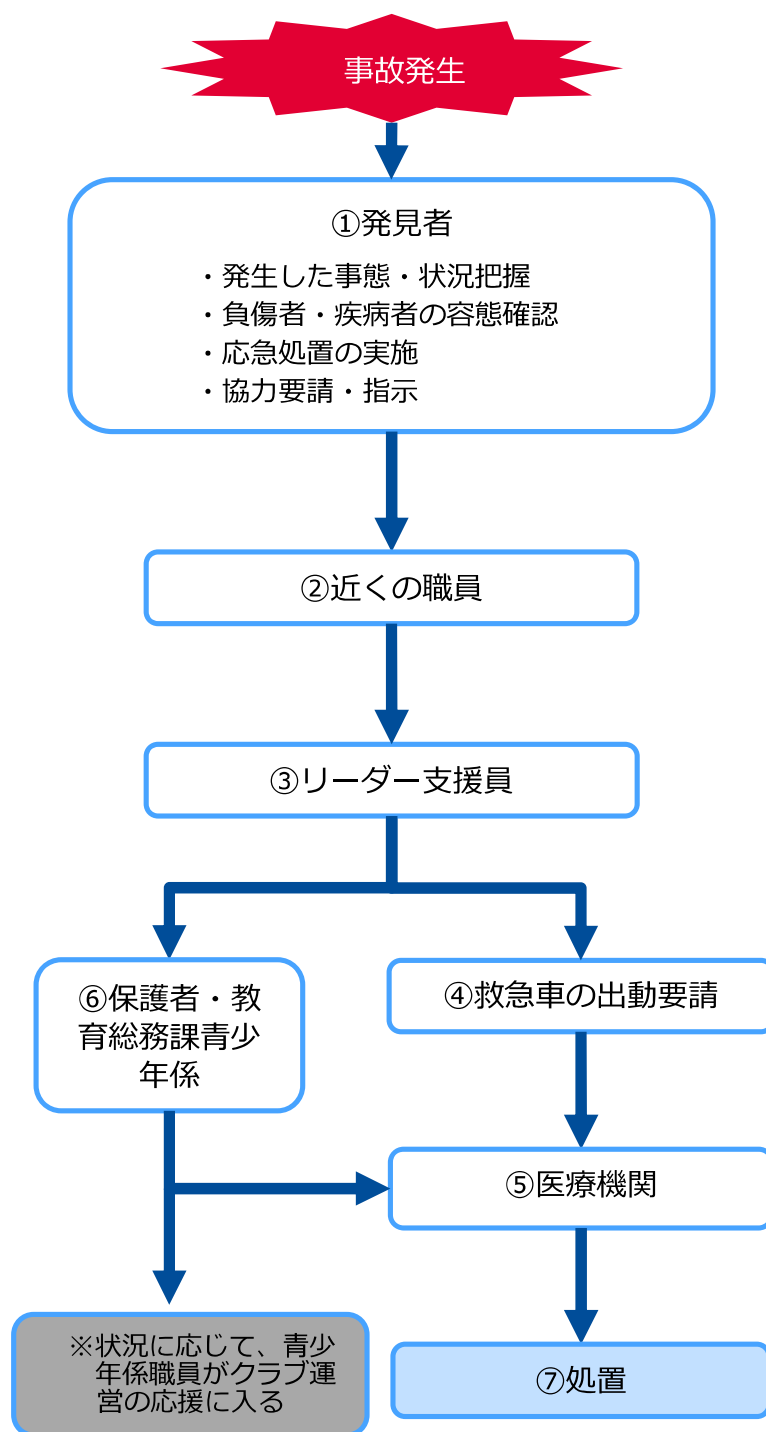
事故・災害等への対応のための施設・備品は、以下の項目・観点で点検を行います。

- ☐ 救護、救急備品が準備されているか。
- ☐ 避難経路（防火扉、廊下、階段、非常口）に不具合がないか。
- ☐ 避難器具（屋外階段）に不具合がないか。（あるところ）
- ☐ 消防設備（消火器）に不具合がないか。（あるところ）
- ☐ 非常口、防火扉周囲に障害物がないか。
- ☐ 非常用照明や誘導灯、照明器具の球切れ、破損がないか。
- ☐ 屋外階段等周囲に障害物がないか。（あるところ）
- ☐ 屋外階段等の劣化がないか。（あるところ）
- ☐ インターホン、防犯カメラに不具合がないか。（あるところ）

【別紙】 外遊び時役割分担表

役割	監視担当者	備考

【別紙】 事故発生時の対応手順



【別紙】 救急車要請手順

救急車の要請は以下の手順で実施しましょう。

必要な事項を簡潔に伝えられるようにしましょう。

① 種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 救急です。

② 場所

▶ ○○（クラブ名）です。

（クラブ名、所在地、近くの目標物） ○○市○○町○○丁目○○番地 です。

③ 通報者

▶ 氏名は○○○○です。電話番号は○○○○○○○です。

④ 被害状況

▶ 負傷者は○○人です。負傷者の容態は○○○の状態です。

※負傷者／疾病者の状態を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 救急車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、救急車が到着したときに、案内する。

⑥ 報告

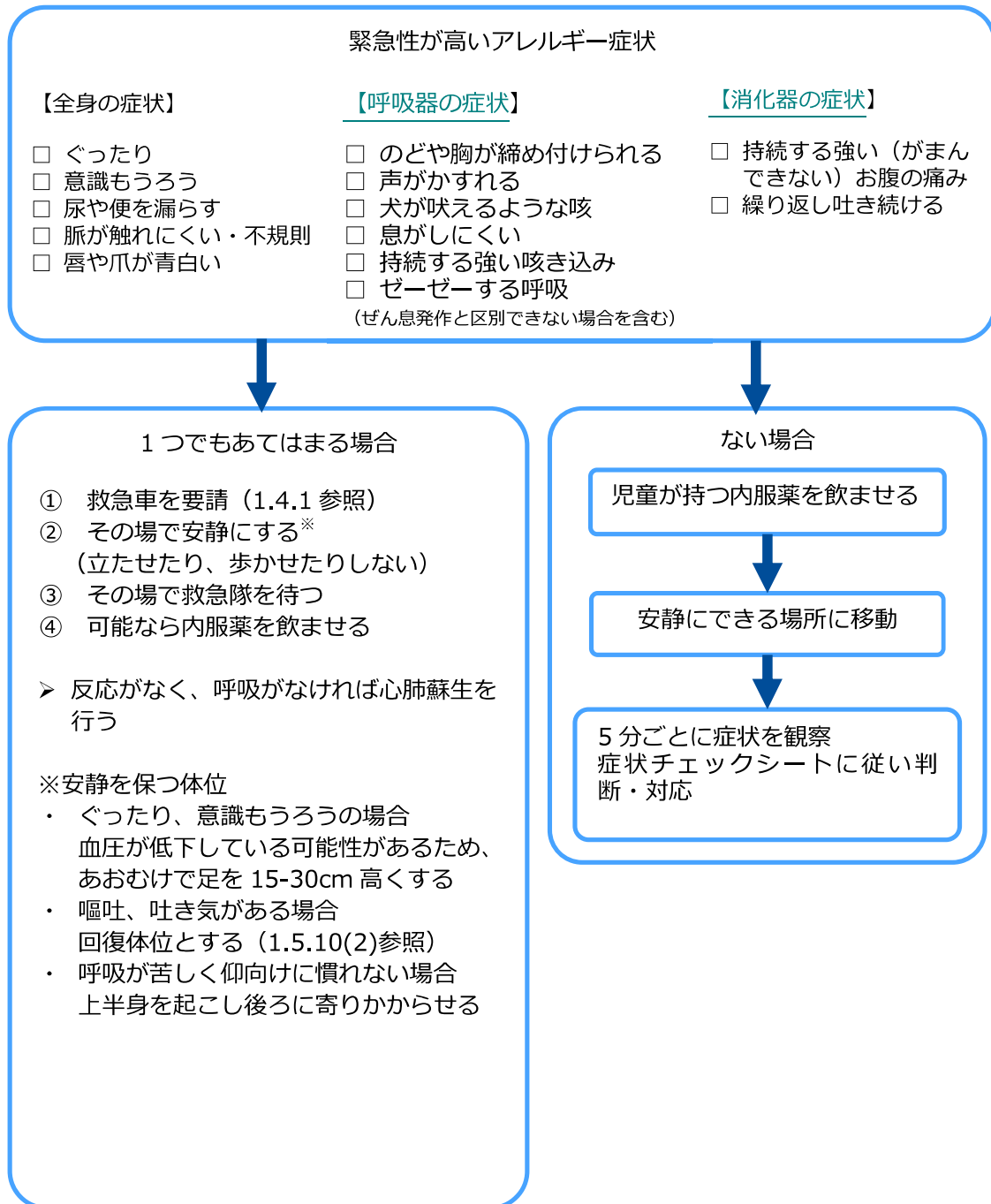
救急車に同乗した職員は、医師の診察結果をリーダー支援員に報告する。リーダー支援員または医療機関に同行した職員は、医師の診察結果を保護者及び教育総務課青少年係に連絡する。

【別紙】 事故報告書

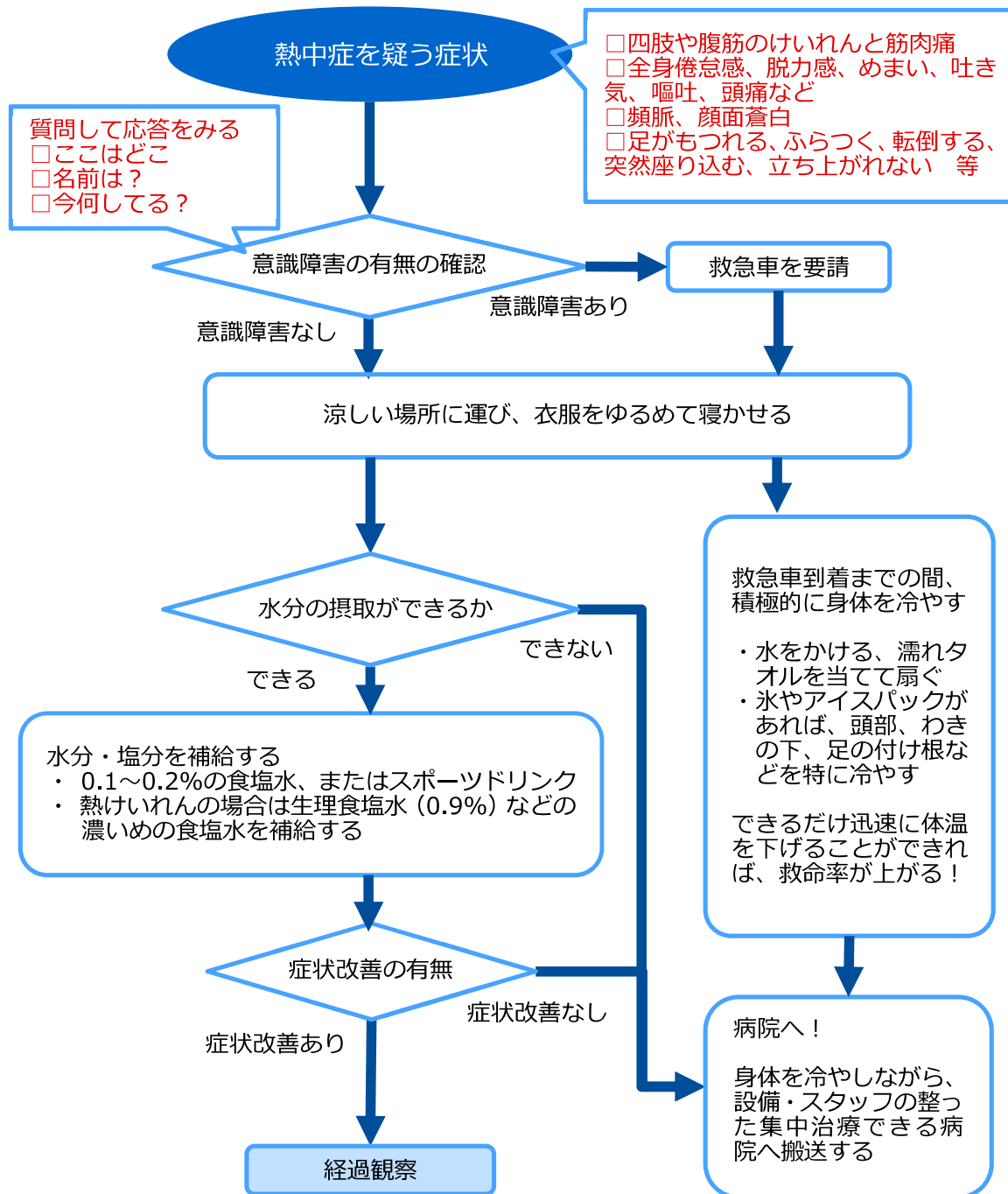
報告者氏名

傷病者	児童クラブ名		学校名	小学校
	フリガナ		学年	年
	氏名		性別	男 ・ 女
事故の内容	事故発生日	年 月 日 曜日 午前・午後 時頃		
	事故の場所			
	事故の状況			
	初期対応	① 児童への対応		
		② 保護者対応		
		③ 病院対応		
	傷病の内容	傷病名： 部 位：		
治療期間	入院： 日間 通院： 日間	医療機関 名称： 住所： 電話：		

【別紙】 食物アレルギーに関する緊急時の判断と対応



【別紙】 熱中症発生時の対応手順



参考文献

1. 施設・設備等における事故への対応

- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）
- ・ 社会福祉法人葛葉学園「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・ 和束町「わづか放課後児童クラブ危機管理マニュアル」（2023 年）
- ・ 宮崎江南病院「やけどについて」

2. 飲食物等への対応

- ・ 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（2015 年）
- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 社会福祉法人葛葉学園「放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・ 東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」
- ・ 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団「放課後児童クラブの危機管理マニュアル」（2020 年）
- ・ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）
- ・ 消費者庁 HP「Vol.493 知っていますか？たばこ、ボタン電池を誤飲した場合の対処法」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20200312/)
- ・ 消費者庁 HP「Vol.580 硬い豆やナッツ類は 5 歳以下の子どもには食べさせないで!」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220128/)
- ・ 日本医師会「救急蘇生法」

3. 熱中症への対応

- ・ 環境省・文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（2021 年）
- ・ 環境省「熱中症環境保健マニュアル 2022」
- ・ 環境省「熱中症環境保健マニュアル 2018」
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

4. 帰宅方法、外部活動等への対応

- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）

- ・ 内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（2022 年）

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容	作成・改訂者	承認者

諏訪市放課後児童クラブ 防災・災害発生時対応マニュアル

Ver. 1

令和6年3月

目次

はじめに	2
1. 立地環境の把握、避難訓練等の実施	3
2. 緊急連絡・児童引渡し体制の整備	5
2.1 保護者への連絡手段の確保	5
2.2 保護者への児童の引渡し方法の設定	6
3. 災害への対応	7
3.1 火災への対応	7
3.2 地震への対応	10
3.3 気象災害への対応	14
【別紙】 火災発生時の対応フロー	20
【別紙】 消防車要請手順	21
【別紙】 地震発生時の対応フロー（避難実施時）	22
参考文献	23
作成・改訂履歴	24

はじめに

本マニュアルは、「諏訪市放課後児童クラブ」において、災害による被害発生の防止を目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また災害発生のおそれのあるときや負傷者等が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、災害による被害発生・拡大の防止に努めてください。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ リーダー支援員：当クラブの責任者であり、事故等が発生した場合に判断を行う人を指します。なお、リーダー支援員が不在などの場合については、他の支援員（放課後児童支援員有資格者）がリーダー支援員の役割を代行します。
- ・ リーダー支援員からの指示を受けた職員：必要な時にリーダー支援員からの指示に基づき行動する人を指します。
- ・ 職員：当クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、当クラブで起こりうる全ての災害に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、リーダー支援員や教育総務課青少年係に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 立地環境の把握、避難訓練等の実施

1.1.1 立地環境のハザードリスクの把握

リーダー支援員は、国土交通省や自治体が公開しているハザードマップ等を参照し、当クラブの所在している地域に、以下のような災害が発生する可能性があるか否かを確認します。被害発生可能性がある場合には、その想定される被害レベルを合わせて確認します。確認した結果は、避難訓練を実施する際の想定災害の参考とします。

- ☐ 地震・液状化
- ☐ 洪水
- ☐ 内水氾濫
- ☐ 土砂災害

国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
諏訪市防災ポータルサイト(マルチハザードマップ掲載サイト)：
<https://www.city.suwa.lg.jp/site/bousai/4380.html>

1.1.2 防災に関する施設・設備・備品の安全点検

リーダー支援員は、以下のような防災施設・設備が適切に使用できる状態になっているか、使用可能な防災備品が必要な数量保存され、使用できる状態となっているかについて、確認の担当者を決定し、四半期に1回など、定期的な確認を指示します。

リーダー支援員からの指示を受けた職員は、以下の内容について点検を行い、不備があれば改善します。

- ☐ 防災バック（懐中電灯・緊急用ホイッスル・ティッシュ・アルミブランケット等 計29点）
- ☐ 救急セット（救急絆・消毒スプレー・救急三角巾等・ポリ手袋等 計8点）
- ☐ 避難経路（防火扉、廊下、階段、非常口）に異常がないか
- ☐ 避難器具（屋外階段）が使用できる状態か（あるところ）
- ☐ 消防設備（消火器、消火栓、火災報知器）が使用できる状態か（あるところ）
- ☐ 非常口、防火扉周囲に障害物がないか（あるところ）
- ☐ 非常用照明や誘導灯、照明器具の球切れ、破損がないか（あるところ）
- ☐ 屋外階段等の周囲に障害物がないか（あるところ）
- ☐ 屋外階段等の劣化がないか（あるところ）

1.1.3 避難訓練等の実施

職員は、災害発生時に人命を守るため、以下の形で避難訓練を実施します。

- ☐ 1.1.1 において確認した当クラブの立地環境におけるハザードリスクも踏まえ、発生するおそれのある災害の種類に応じた避難場所を設定する。
- ☐ 設定した避難場所に応じ、当クラブからの避難経路図を作成する。
- ☐ 安全計画の訓練計画に基づき、定期的に避難訓練を実施する。
- ☐ 訓練は、朝、昼、夜といったあらゆる時間帯を想定して実施する。
- ☐ 訓練内容は、火災や地震、水害発生時の対応だけでなく、大雨・暴風・大雪等の警報／特別警報が出された場合の対応、救急対応等、多様な訓練を実施する。
- ☐ 訓練においては、関係機関への伝達訓練も実施する。

2. 緊急連絡・児童引渡し体制の整備

2.1 保護者への連絡手段の確保

災害発生直後は、保護者からの安否確認の連絡が殺到し、電話が非常につながり難い状況となることが想定されます。災害発生後の各種対応に追われる職員が混乱しないよう、係は、「クラブ→保護者」の一方通行の連絡を基本とした緊急時連絡体制を整え、入所時に保護者へ文書で周知します。クラブから保護者への連絡手段は、以下のとおりとします。

- ☐ 健康観察アプリ リーバー
- ☐ 災害用伝言ダイヤル（NTT が提供する 171）

※災害用伝言ダイヤルの利用にはクラブの電話番号が必要です。利用方法について事前に保護者への周知を行います。



図1 伝言ダイヤルの利用方法¹

リーダー支援員または職員は、災害により当クラブが損壊したり、児童が負傷または所在不明となった場合、保護者に、以下の事項を伝達します。

- ☐ 当クラブの被災状況（全壊・半壊・軽微損傷）
- ☐ 負傷児童数
- ☐ 所在不明児童数（この際、保護者の動揺による事故等の二次被害を防ぐため、氏名等の詳細な情報は伝達しない）

¹ 総務省 HP「災害時には「災害用伝言サービス」やメールを御活用ください」より引用（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_01000014.html）

2.2 保護者への児童の引渡し方法の設定

災害の状況により児童の帰宅措置をとるか、施設または避難先にて留めおくかの判断をしたうえで、児童の帰宅措置をとる場合において、保護者への引渡しを原則とします。

＜保護者への引渡し方法＞

災害時には交通網の混乱・電話の不通等が予想されるため、職員は、緊急時に備えて、誰が児童の引き取りを行うかを、家庭であらかじめ決めておくよう、入所時に保護者へ依頼する。事故防止のため、保護者以外の引取人が来た場合、職員は、保護者に連絡し、引渡しの許可が取れた場合、児童を引渡す。保護者との連絡が取れない場合は、児童と一緒に待機してもらう。

3. 災害への対応

リーダー支援員は、被害を出さない、拡大させない、冷静に判断するため、災害発生時には以下の情報をもとに判断を行います。

- 気象庁 防災情報 <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- 日本気象協会 <https://tenki.jp/>
- ウェザーニュース <https://weathernews.jp/>

3.1 火災への対応

火災時には、以下のフローで対応を行います。また主要な事項の手順は、3.1.2 以下のとおりです。

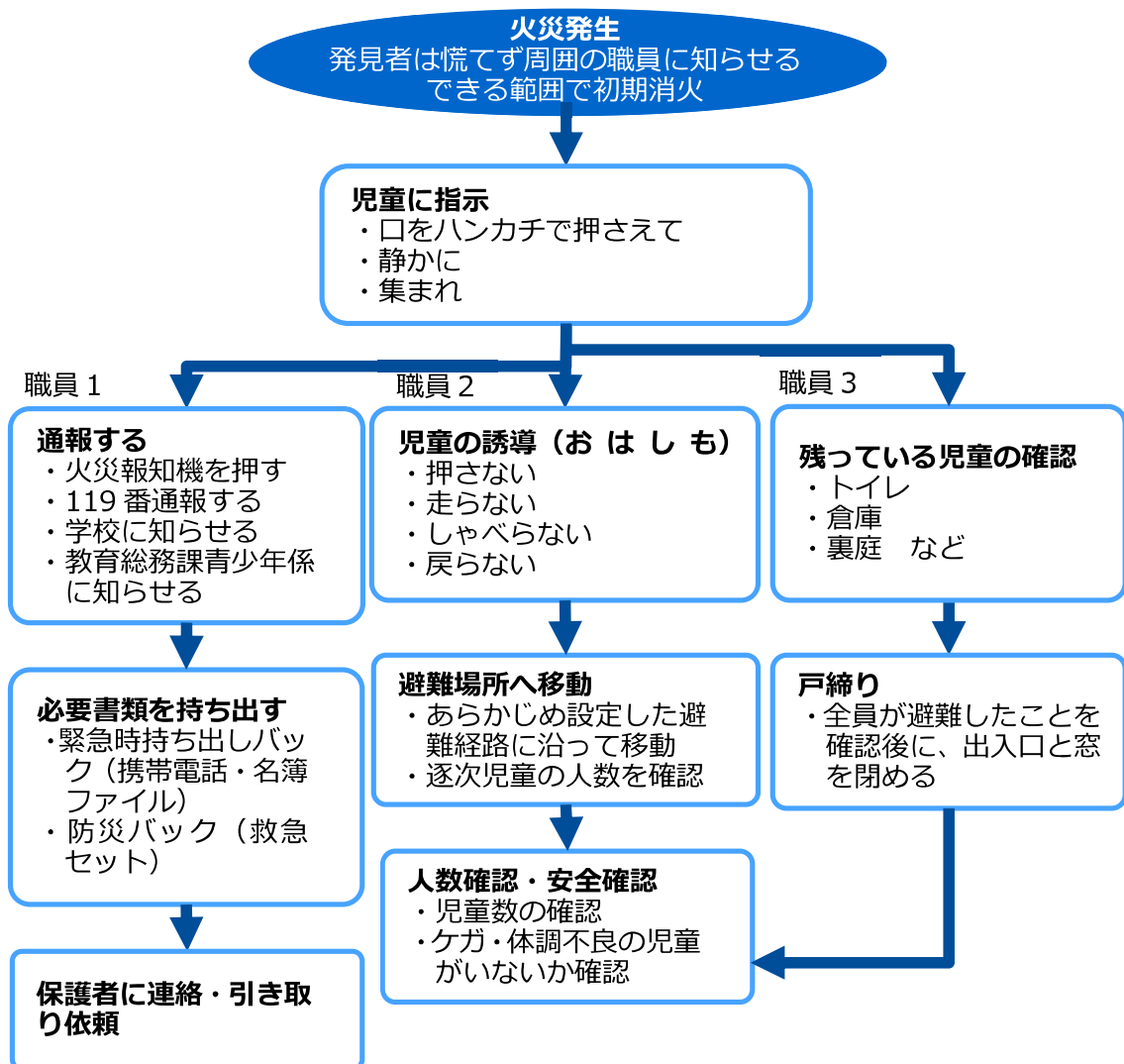


図 2 火災発生時の対応フロー

3.1.1 火災対応の基本

火災が発生した場合、全ての職員は、以下の基本を念頭に行動します。初期消火を行う場合は、3.1.2 に基づいて実施します。

① 早く知らせる

「火事だ」と大声で助けを求める。小さな火事でもただちに 119 番通報する。

② 早く消火する

出火から 3 分以内に消火器で消火する。

③ 早く逃げる

天井に火が燃え移ったら、消火をあきらめて避難する。

避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて、空気を絶つようにする。

3.1.2 初期消火

職員は、出火を確認した場合、以下の手順で初期消火を試みます。ただし、消火が困難と判断した場合には、無理に消火活動を続けず、速やかに避難します。

① 出火場所を確認する。

② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、消火器等で素早く火の始末をする。

消火器がなければ濡らしたシーツやバスタオルを使って消火する。

③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。ガスを使用している場合は元栓を閉める。

3.1.3 消防への通報

消防車の要請は、リーダー支援員またはリーダー支援員から指示を受けた職員が行います。消防車を要請する際は以下のとおりとします。リーダー支援員またはリーダー支援員の指示を受けた職員は、緊急時にも落ち着いて対応できるように電話のそばや壁に、本手順を貼っておきます。

① 種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 消防です。

② 場所

▶ ○○（クラブ名）です。

（クラブ名、所在地、近くの目標物）○○市○○町○○丁目○○番地 です。

③ 通報者

▶ 氏名は○○○○です。電話番号は○○○○○○○○です。

④ 被害状況

▶ ○○からの出火です。○○が燃えています。

※火災の状況を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 消防車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、消防車が到着したときに、案内する。

3.1.4 安全な場所への避難

初期消火できず、消防車を要請した場合には、人的被害の発生を抑えるため、職員は、児童を連れ、安全な場所に避難します。

① 安全な場所（あらかじめ決定した避難場所）へ避難誘導する。

担当職員は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難します。

移動の際は出火場所と反対方向に移動し、風下向かってに避難します。

② 避難のときは、「お・は・し・も」に加え、「体を低くして！」「煙を吸わないように！」などのことば掛けを行う。

- ・ ハンカチ等で口や鼻を覆う。ないときは手で口や鼻を覆う。
- ・ 煙は高いところに上がるため、できるだけ姿勢を低くする。
- ・ 煙が充満すると周りが見えなくなるため、屋内では壁伝いに移動する。

3.2 地震への対応

地震が発生し、避難する場合は以下のフローで対応を行います。また主要な事項の手順は3.2.4 のとおりです。

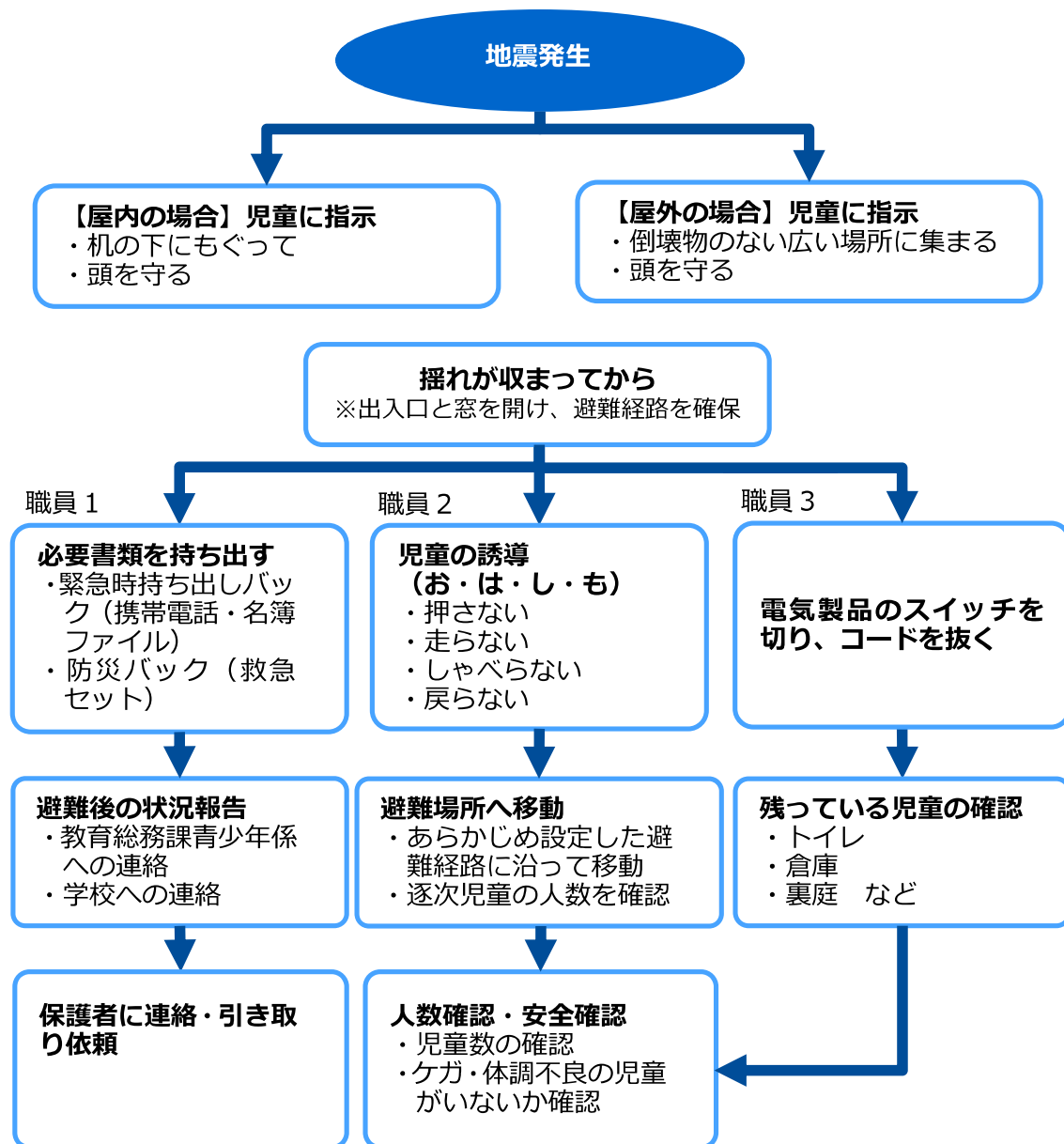


図 3 地震発生時の対応フロー（避難実施時）

3.2.1 地震による被害防止対策の基本

リーダー支援員の指示を受けた職員は、地震による被害を少なくするため、以下のような基本的な地震対策を実施します。

- ☐ 備品（非常持ち出し袋等）の設置場所を、すぐに取り出しやすい場所とする。
- ☐ 転倒時に出入り口をふさがないように、家具等を出入り口から離れた場所におく。
- ☐ 転倒を防止するため、じゅうたんやたたみには背の高い書棚等を置かない。
- ☐ 重いものは書棚等の下段に収納する。
- ☐ 背の高い家具の上には、落下した際に危険な物（ガラス製、金属製の物等）を置かない。
- ☐ 什器や照明器具を固定する。
- ☐ 耐震金具は頑丈な壁を選んで取り付ける。
- ☐ 金具を使えないときは粘着テープで固定する。
- ☐ 家具と天井のすき間に転倒防止ポールを設置したり、段ボール等でうめる。
- ☐ ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- ☐ 間違った情報に惑わされないよう、テレビやラジオ、防災行政無線等から正しい情報を得るようにする。

3.2.2 開所前に地震が発生した場合

(1) 揺れが比較的小さかった（震度 4 以下の）場合

基本的に下記の対応となりますが、児童の安全確保、支援員の確保などの観点から総合的に判断します。閉所となる場合、健康観察アプリ リーバーによるメッセージ配信で、あらかじめ保護者に連絡します。

平日で、学校で給食なしの繰り上げ下校または、保護者への引き渡しを行う場合、閉所とします。

平日で、学校で給食後に下校を行う場合、通常どおり開設します。ただし、通常開設時間までは、学校で待機となります。

休業日は、通常どおり開設します。

(2) 揺れが大きかった（震度 5 弱以上の）場合

児童は小学校で留め置かれ、保護者の引取りとなり、クラブは閉所とします。

学校休業日の場合も、健康観察アプリ リーバーによるメッセージ配信で、あらかじめ保護者に連絡し、閉所とします。

3.2.3 当クラブに向かっている途中で地震が発生した場合

職員は、安全計画に基づき、地震が発生した場合、以下の対応により我が身を守るよう児童に教育を行っておきます。

- ☐ 揺れている間は、ランドセル・カバン等で頭を守る。
- ☐ ガラス飛散のおそれがあるため、ガラスのある建物から離れる。
- ☐ 転倒してくるおそれがあるため、ブロック塀や自動販売機から離れる。
- ☐ 感電のおそれがあるため、切れた電線に触らない。
- ☐ 距離や道程を考え、学校か当クラブに避難する。恐怖を感じるレベルの揺れであれば、直接グラウンド等の広い場所へ避難する。
- ☐ 揺れが収まったら職員が学校までの道程を見回すため、動けない場合はその場で待つ。

3.2.4 当クラブ開所中に地震が発生した場合

(1) 地震発生時の対応（屋内）

屋内で地震が発生した場合、職員は以下の対応を実施します。

① まず身の安全を守る

丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揺れがおさまるのを待つ。テーブル等が近くになるときは、座布団やクッションで頭を守る。まずは、身の安全を守ることが重要。

② 火の始末をする（あるところ）

揺れが小さい時はすぐに、揺れが大きい時には揺れがおさまってから火を消す。慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をする。また、ガスの元栓を閉め、念のため電気のブレーカーを切る。

③ ドアや窓を開け出口を確保

地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがある。外に避難できるように出口を確保する。その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくといよい。

④ あわてて外に飛び出さない

あわてて外に飛び出すと、窓ガラスの破片等が落ちてきて思わぬケガをすることがある。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。

⑤ ガラスや上から物が落ちるような場所を避け、児童を 1 か所に集める

割れたガラスの破片等でケガをするおそれがある。室内であっても靴を履くか、スリッパや厚手の靴下を必ず履くようにする。ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉める。その上で、揺れがおさまってから、安全な場所に児童を集める。

(2) 地震発生時の対応（屋外）

職員は、まず、遊具等で遊んでいる児童は中断させます。また、児童を分散させないようにし、落下物等の少ない安全な場所に移動させます。児童を安全な場所に集めたら、職員が児童を囲むなどして安心感を与え、児童の気持ちを落ち着かせます。

避難・誘導の際、以下の点に留意します。

- ☐ 地割れが発生している場合には近づかないようにする。
- ☐ 建物等からの落下物が予測される場所にも近づかないようにする。
- ☐ 橋や遊歩道はできるだけ避けるべきだが、やむを得ず渡る・通る場合には、急いで渡るようにする。
- ☐ 移動の際には、ブロック塀や自動販売機が倒れて下敷きになるおそれがあるため、地震が起きたらすぐにブロック塀等のそばから離れる。
- ☐ たれ下がった電線には触れないようにする。

(3) 揺れが収まった後の対応

地震の揺れが収まったら、職員は以下の確認、対応を行います。

① 揺れが比較的小さかった（震度 4 以下の）場合

緊急対応後、施設に異常がなければ通常どおり運営を行う。緊急対応とは、児童の安全確保、応急手当、所在と安否確認、施設・設備の被害状況点検のことをいう。

事業の継続が困難な場合、リーダー支援員は教育総務課青少年係に連絡し、教育総務課青少年係からの健康観察アプリ リーバーによるメッセージ配信及びクラブからの電話連絡で、保護者に迎えを依頼する。施設の異常（建物のゆがみ、壁の崩落等）、近隣の状況（火災や建物の崩落等）、津波の危険性などをもとに、リーダー支援員が総合的に判断し、場合によっては安全な場所（あらかじめ決定した避難場所）へ誘導する。その場合、避難場所にて保護者の迎えを待つ。

② 揺れが大きかった（震度 5 弱以上の）場合

児童を留め置き、保護者の引取りとする。職員は、2.2 の引渡し手順に従って行動する。また、緊急対応後、リーダー支援員は、安全な場所（あらかじめ決定した避難場所）へ避

難するか否かを判断する。避難の判断は、建物の立地や耐震構造等をふまえて行う。避難した場合は、避難場所において児童の引渡しを行う。児童全員の引渡しが完了するまで迎えを待つ。

事故防止のため、保護者以外の引取人が来た場合、職員は、保護者に連絡し、引渡しの許可が取れた場合、児童を引渡す。保護者との連絡が取れない場合は、児童と一緒に待機してもらう。

3.3 気象災害への対応

3.3.1 気象災害において警戒すべき事項

局所的に発生する集中豪雨は予測が困難であり、注意報や警報等は急に出ることがあることから、職員は常時、警報等の情報に気を付ける必要があります。

土砂災害は、一瞬にして起こることから、土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難します。児童の人数、年齢、身体状況によっては逃げ遅れるおそれがあるため、早めの避難を心がける必要があります。

その他、職員は、以下のような危険な前ぶれ（前兆現象）を察知し、行動をとるようにします。

- ☐ 川の水かさが急激に上昇する。
- ☐ 水が濁り、流木等が流れてくる。
- ☐ がけから音がする。小石が落ちてくる。
- ☐ 斜面にひび割れや変形がある。
- ☐ がけや斜面から水が噴出している。
- ☐ がけからの水が濁っている。
- ☐ 山がミシミシと音をたてる。
- ☐ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている（鉄砲水の前兆）。

3.3.2 気象警報等発令時の役割ごとの準備

(1) 火災予防の対応（暴風警報の場合）

暴風警報が発令された場合、リーダー支援員の指示を受けた職員は、以下の点を確認します。

- ☐ 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。
- ☐ 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックを行う。

(2) 救護活動の準備

気象警報が発令された場合、リーダー支援員の指示を受けた職員は、以下の点を確認します。

- ☐ 必要な衛生材料（ガーゼ、包帯等）が備蓄されているかを点検し、補充が必要なものは緊急に確保するよう努める。
- ☐ 児童の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

(3) 緊急物資確保の準備

気象警報が発令された場合、リーダー支援員の指示を受けた職員は、以下の点を確認・対応します。

- ☐ 備蓄してある食糧や機材等を点検し、児童数に対して補充が必要なものは緊急に確保するよう努める。

(4) 生活用品の保護

気象警報が発令された場合、リーダー支援員の指示を受けた職員は、以下の点を確認・対応します。

- ☐ 浸水などのおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具等の生活用品を高い場所へ移動させておく。

(5) 避難誘導の準備

気象警報が発令された場合、リーダー支援員の指示を受けた職員は、以下の点を確認・対応します。

- ☐ 児童の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者等、現在いる職員での対応について確認しておく。
- ☐ 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておく。

3.3.3 警報発令時の対応

警報の種類、発令のタイミングに応じて以下のとおりの対応を行います。

表 1 警報発令時の対応

	警報	特別警報
開所前(朝 6 時 前 の 発 令)	朝 6 時の時点で警報が発令されている場合、児童受け入れは行いません。教育総務課青少年係は、その旨を保護者に通知します。	閉所します。教育総務課青少年係は、特別警報が発令されている旨、閉所する旨を保護者に通知します。 児童が来所している場合には、速やかに迎えに来ていただけるよう、保護者に通知します。 ただし、児童の帰宅に安全上の懸念がある場合には、留めおくなどの措置を実施します。
開所前(朝 6 時以降の発令)	朝 6 時以降、開所までの間に警報が発令された場合、教育総務課青少年係は、可能な限り自宅待機するよう保護者に通知します。ただし、児童が来所した場合にはやむを得ずとどめおくなどの措置をとり、速やかに迎えに来ていただけるよう、保護者に通知します。	
開所中	児童をとどめおきます。リーダー支援員と教育総務課青少年係は、速やかに迎えに来ていただけるよう、保護者に通知します。児童の帰宅時間に関わらず、保護者の迎えが必要です。	

3.3.4 洪水・土砂災害への対応

(1) 避難手段と避難経路の選択

洪水・土砂災害の可能性がある場合は、リーダー支援員・職員は以下のとおり対応します。

① 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがある。車での避難が必要となる可能性がある場合、リーダー支援員は、河川のはん濫前の避難を検討する。

② 避難経路の安全性確認

県や市町村の災害対策本部やテレビ、ラジオ等の報道からの情報に注意し、リーダー支援員は、あらかじめ決めておいた安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備える。

③ 誘導方法の確認

リーダー支援員、またはリーダー支援員からの指示を受けた職員は、学校や公民館等の建物外に避難する必要があるときには、児童の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認する。また、落下物から身を守るための服装を検討する。

④ 名簿と安全確保

避難誘導は、可能な限り職員が児童の氏名を名簿等で確認しながら行う。また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要がある。

避難地に着いたら、職員は、直ちに点呼などにより名簿等と照合する。

(2) 洪水・土砂災害発生時の対応

洪水・土砂災害が発生した場合は、リーダー支援員・職員は以下のとおり対応します。

① 避難を実施する場合の対応

避難を開始する際は、速やかに児童に伝えとともに、職員同士で安全に避難地まで誘導する手順を確認する。また、避難時は、強風などによる断線した電線等に注意する。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこから避難していったかが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等（無い場合ガムテープなどを代用）により、児童の所在を確認できるようにし、混乱を防止するような準備をしておく。

職員は、避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難が完了したことをリーダー支援員が教育総務課青少年係へ連絡し、教育総務課青少年係からの健康観察アプリ リーバーによるメッセージ配信及びクラブからの電話連絡で、保護者に報告する。

また、協力医療機関（事故防止・事故対応マニュアル 1.4.2 参照）との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した児童が出た場合、職員は必要な応急処置を行い、受け入れ可能な医療機関等へ処置・入院等の協力を依頼する。

② 避難が不要な場合の対応

近隣での災害発生時は、当クラブ自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態になることも考えられる。職員は、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、職員同士が協力して児童の安全確保にあたる体制が求められる。

なお、ライフライン停止時は冷暖房装置が使えなくなる。夏季は、「事故防止・事故対応マニュアル」の「4. 熱中症への対応」に基づき対応する。また、冬季は児童の保温のため、あらかじめ毛布、寝具等を準備しておく。

3.3.5 竜巻への対応

竜巻が発生した場合、リーダー支援員・職員は、発生時の居場所に応じ以下のとおり対応し、児童および職員の安全を確保します。

(1) 屋内にいる場合

- ☐ 建物の最下階に移動する。
- ☐ 飛来物の影響を抑えるため、雨戸やシャッター、窓を閉め、カーテンを閉める。
- ☐ 窓ガラスからできるだけ離れ、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所、壁に近い場所に身を寄せる。
- ☐ 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るための避難姿勢をとる。

(2) 外遊び等で屋外にいる場合

- ☐ 鉄筋コンクリート造等、頑丈な建物に避難する。
- ☐ 物置やプレハブ（仮設建築物）等には避難しない。

(3) 来所、帰宅中の場合

職員は、安全計画に基づき、以下の事項について児童に安全教育を実施しておく。

- ☐ 屋根瓦等、飛ばされてくるものに注意する。
- ☐ 橋や陸橋の下には行かない。
- ☐ 近くの頑丈な建物や地下等に避難する。建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

3.3.6 雷への対応

雷が発生した場合、リーダー支援員・職員は、発生時の居場所に応じ以下のとおり対応し、児童および職員の安全を確保します。

(1) 屋内にいる場合

- ☐ 鉄筋コンクリート造の内部は比較的安全なため、特段の対応は不要。
- ☐ 木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離れることが望ましい。

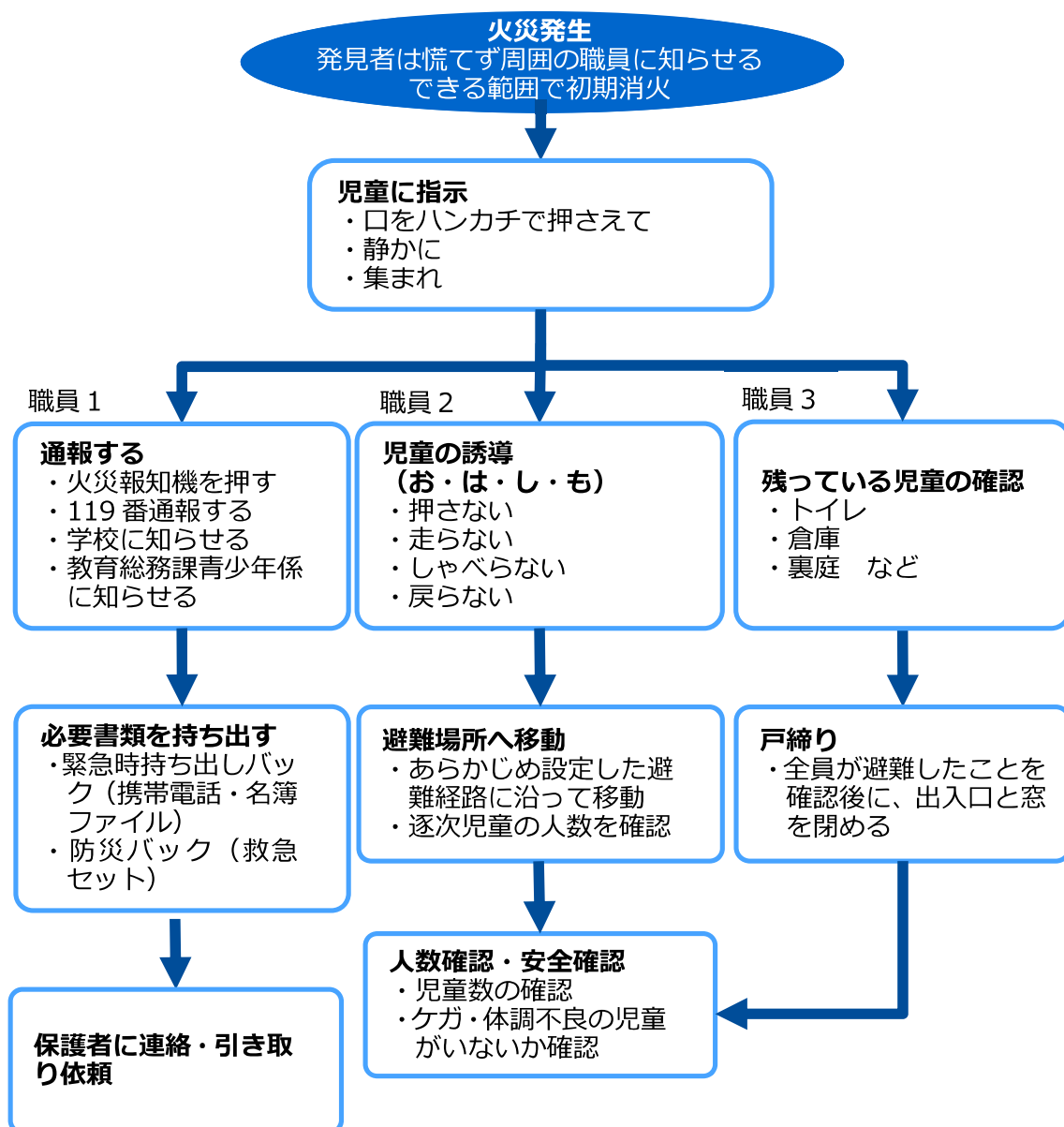
(2) 外遊び等で屋外にいる場合

- ☐ 屋外活動をしている場合には、速やかに中断し、屋内に避難する。
- ☐ 近くに避難する場所がない場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ☐ 電柱、煙突、鉄塔、建築物等の高い物体の最上部を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところに退避する。
- ☐ 高い木の近くは危険なため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2 m以上離れる。

(3) 来所、帰宅中の場合

- 帰宅時間帯の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて当クラブに児童を待機させる。この際、リーダー支援員は、対応内容を保護者等に連絡する。
- 安全計画に基づき、以下の点について児童に安全教育を実施しておく
 - ・ 来所・帰宅時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないよう、児童に教育しておく。
 - ・ 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くし、安全な場所に避難するよう児童に教育しておく。

【別紙】 火災発生時の対応フロー



【別紙】 消防車要請手順

消防車の要請は以下の手順で実施しましょう。

必要な事項を簡潔に伝えられるようにしましょう。

① 種類

▶ Q. 消防ですか、救急ですか。 A. 消防です。

② 場所

▶ ○○（クラブ名）です。

（クラブ名、所在地、近くの目標物）○○市○○町○○丁目○○番地 です。

③ 通報者

▶ 氏名は○○○○です。電話番号は○○○○○○○です。

④ 被害状況

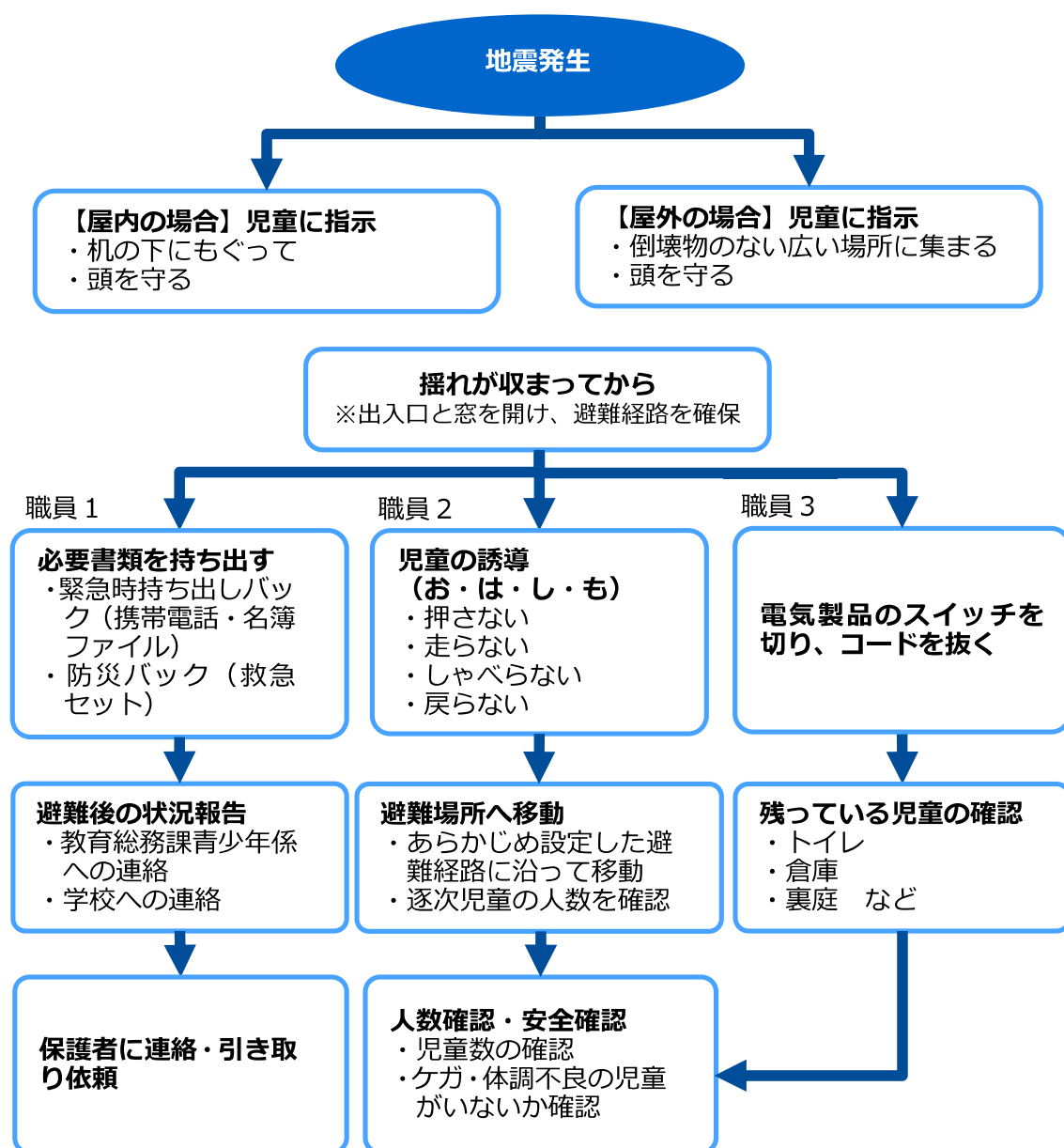
▶ ○○からの出火です。○○が燃えています。

※火災の状況を聞かれたら、簡潔に説明する。

⑤ 消防車の案内

以上を伝え終わったら、目標物や目立つところに立って、消防車が到着したときに、案内する。

【別紙】 地震発生時の対応フロー（避難実施時）



参考文献

- ・ 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（2018 年）
- ・ 文部科学省「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019 年）
- ・ 社会福祉法人葛葉学園「平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・ 函館市「函館市放課後児童クラブ防災マニュアル作成の手引き」（2015 年）
- ・ 特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会「緊急時における 児童クラブの対応」（2017 年）
- ・ 静岡県教育委員会「学校の風水害対応マニュアル」（2010 年）
- ・ 宮城県教育委員会「学校防災マニュアル作成ガイド（改訂版）」（2022 年）

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容	作成・改訂者	承認者

諏訪市放課後児童クラブ 防犯・不審者対応マニュアル

Ver. 1

令和6年3月

目次

はじめに	2
1. 在所中の児童の安全確保	3
1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み	3
1.1.1 クラブ内への不審者侵入防止策	3
1.1.2 不審者侵入時の被害拡大防止策	3
1.2 不審者侵入時の対応	5
1.2.1 不審者を発見した場合	5
1.2.2 不審者が退去要請に応じない場合	5
1.3 事件発生後の対応	6
1.3.1 児童および保護者や地域への説明	6
1.3.2 再発防止策の検討	6
1.3.3 児童への精神的ケア	6
2. 来所・帰宅時の児童の安全確保	7
2.1 近隣地域での事件発生時の被害拡大防止の取組	7
2.1.1 近隣地域との連携	7
2.1.2 近隣地域での事件発生時の被害拡大防止策	7
2.2 近隣地域での事件発生時の対応	8
【補足コメント】児童を取り巻く犯罪について	9
【別紙】不審者侵入時の対応フロー	10
参考文献	11
作成・改訂履歴	12

はじめに

本マニュアルは、「諏訪市放課後児童クラブ」におけるクラブにおける犯罪被害の発生を防止することを目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また事件発生のおそれのあるときや事件が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、被害の発生や拡大の防止に努めてください。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ リーダー支援員：当クラブの責任者であり、事件等が発生した場合に判断を行う人を指します。なお、リーダー支援員が不在などの場合については、他の支援員（放課後児童支援員有資格者）がリーダー支援員の役割を代行します。
- ・ リーダー支援員からの指示を受けた職員：必要な時にリーダー支援員からの指示に基づき行動する人を指します。
- ・ 職員：当クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、当クラブで起こりうる全ての問題に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、リーダー支援員や教育総務課青少年係に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 在所中の児童の安全確保

1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み

1.1.1 クラブ内への不審者侵入防止策

当クラブでは、下記のとおり不審者が侵入しにくい施設の改善や設備の導入を行っています。

- ・来訪者確認用のインターフォンの設置（あるところ）
- ・侵入監視のためのセンサーや防犯カメラの設置（あるところ）
- ・出入口の限定

リーダー支援員またはその指示を受けた職員は、不審者侵入の防止のため、下記の取組を行います。

- ・クラブ内の死角の原因となる障害物等の移動・撤去、死角となっている場所の封鎖
- ・敷地内外の見回り
- ・児童の活動場所を踏まえた適切な施錠管理
- ・来訪者に対する積極的なあいさつや声かけ、用件の確認
- ・来訪者に不審な様子がないかの確認

1.1.2 不審者侵入時の被害拡大防止策

(1) 日常の取組

クラブへの不審者侵入防止のほかに、侵入時の被害の拡大を防止し在所中の児童の安全を確保する観点から、リーダー支援員またはその指示を受けた職員は下記のような取組を行います。

<当クラブでの取組>

- ・職員への配布、職員間の読み合わせ等による本マニュアルの周知
- ・定例会の実施やメール配信等により職員間で緊急時の対応を共有
- ・クラブ内で緊急時の対応フローや連絡先、避難経路等を周知徹底、重要事項を目につく場所に掲示
- ・避難訓練の実施（1.1.2 (2)参照）
- ・職員の役割分担の決定、別紙の対応フローに記載（1.2 参照）
- ・防犯用具（カラーボール・さすまた等 ※1）の用意・管理・使用訓練
- ・救急箱（応急処置のための医薬品 ※2）の用意・管理

※1 防犯用具の種類および設置場所

(例) ○○○ (職員用具入れ、1つ)
××× (玄関、2つ)

※2 救急箱（応急処置のための医薬品）の種類と設置場所

(例) 救急セット（職員キャビネ・●●教室キャビネ、計2箱）
以下、内容物を記載する
○○、○○、○○、・・・・

防犯グッズや救急箱（応急処置のための医薬品）の管理（数量、劣化や不具合がないかの確認）の実施内容や担当者については、安全計画に定めています。

<児童との取組>

- ・児童の点呼をとり来所状況を把握
- ・外遊び、屋内の活動で児童の場所を常に把握
- ・緊急時のクラブ内での行動の指導（不審者らしき人をみかけたら周りの人にすぐに伝える、職員の指示に従う、職員がいない場合は助けを求めながら遠ざかる、避難経路の確認）
- ・避難訓練の実施（1.1.2 (2)参照）

<保護者・地域機関との取組>

- ・学校や警察等の関係機関と不審者情報などを随時共有
- ・保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の児童の引渡し等）

(2) 訓練の実施

不審者侵入の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、定期的に避難訓練を行い、緊急時の職員の役割分担や行動、児童の避難経路等について確認します。リーダー支援員は、年度はじめに安全計画を作成し、計画的に訓練を実施します。リーダー支援員は、実施した状況等を記録し、緊急時により適切な対応がとれるよう改善策を検討します。

訓練には児童も参加して行います。また、保護者への引渡し訓練や110番通報訓練などは、可能な限り保護者や地域住民、関連機関等の協力を得ながら実施します。実施にあたっては、時間帯や被害状況について、複数のケースを想定します。

避難訓練の計画（実施内容、担当等）は、安全計画に定めています。

1.2 不審者侵入時の対応

不審者がクラブ内に侵入した場合、職員は、まずは児童の安全確保を最優先します。その上で職員自身の安全を確保し、不審者対応にあたっては可能な限り複数で対応します。

不審者侵入時の対応を、別紙「**不審者侵入時の対応フロー**」に示します。リーダー支援員および職員は、事前に決めた緊急時の役割分担をもとに、連絡訓練や避難訓練等を実施して備えます。

1.2.1 不審者を発見した場合

職員は、クラブ内で不審な様子の人物を目撃した場合には、声をかけて来訪用件を尋ねる、不審者かどうかの見極めを行います。

そして、来所にあたって正当な理由がないと判断した場合は、クラブ外への退去を促します。相手を刺激しないよう丁寧な態度を心がけるとともに、安全のために一定の距離を保って会話をするようにします。また、職員 1 人だけで対応しようとせず、周りに応援を求めて複数人にて対応します。

退去要請に応じてクラブ外にでた場合にも、再び侵入を試みる可能性があるため、しばらく行動を注視するようにします。同時に、警察や学校等にも連絡して情報を共有するようにします。

1.2.2 不審者が退去要請に応じない場合

不審者が退去要請に応じずクラブ内に居座る場合、職員は、ただちに 110 番通報を行います。この場合、警察に通報する職員、不審者の対応をする職員、児童の安全を確保する職員といった役割分担をして対応します。

不審者の対応をする職員は、相手を刺激しないように注意しつつ、できるだけ児童から離れた場所へ誘導します。暴力行為等が見られた場合には、手元にある椅子や机、棚などを用いて移動を阻止する、さすまた等を用いて相手の動きを封じるなどして警察の到着を待ちます。また、負傷者が出た場合には救急車に出動要請を行います。

不審者対応は、不審者を捕まえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者を児童等から遠ざけて警察が到着するまでの時間を稼ぎ、児童の安全を確保するために行うものです。

1.3 事件発生後の対応

リーダー支援員は、不審者の侵入などの事件が発生した場合、警察の聞き取り調査への対応、児童への説明および保護者や近隣住民への説明、そして事件の発生原因および被害拡大の要因を検討し、再発防止に向けた取組を実行します。

1.3.1 児童および保護者や地域への説明

リーダー支援員は、事件発生の状況を、客観的な事実、職員の取った対応、児童の様子、再発防止に向けた取組に沿って整理し、健康観察アプリリーバーの配信やホームページへの掲載等により、保護者や地域住民に対して説明します。事件が重大な場合は、リーダー支援員及び教育総務課青少年係の判断により、臨時保護者会の開催等も検討します。

1.3.2 再発防止策の検討

リーダー支援員は、不審者の侵入を許してしまった原因および被害が拡大してしまった要因等を検討し、今後の改善事項をまとめて再発防止策を講じます。再発防止策は、当クラブ内だけでなく健康観察アプリリーバーの配信やホームページへの掲載等により、保護者や地域住民に対しても説明します。

1.3.3 児童への精神的ケア

職員は、事件の再発防止のため、児童への注意喚起を行います。また、事件に直接かわった、あるいは目撃した児童の心の傷は、事件の大きさに比例して大きなものになると予想されるため、教育総務課青少年係と相談の上、状況に応じて専門家によるカウンセリングの実施をします。

2. 来所・帰宅時の児童の安全確保

基本的な取組は「1. 在所中の児童の安全確保」と共通しますが、放課後児童クラブへの来所および帰宅時の児童の安全確保のためには、地域の小学校や児童の保護者、地域住民との連携が重要です。

2.1 近隣地域での事件発生時の被害拡大防止の取組

2.1.1 近隣地域との連携

リーダー支援員および職員は、近隣地域での事件発生時の防止と被害拡大防止の観点から、下記の取組を行い、地域全体で児童を見守り緊急時に協力できる関係を築きます。

- ・ 定例会の開催等で学校や警察等の関係機関と、地域情報やクラブの取組を共有する
- ・ 地域の見守り活動への参加や近所へのあいさつや声かけの励行により児童の来所・帰宅経路に異常がないか等の地域情報を共有する

2.1.2 近隣地域での事件発生時の被害拡大防止策

(1) 日常の取組

リーダー支援員またはその指示を受けた職員は、近隣地域での事件発生時の防止と被害拡大防止の観点から、児童の来所・帰宅時の安全を確保するため、下記の取組を行います。

<当クラブでの取組>

- ・ 職員への配布、職員間の読み合わせ等による本マニュアルの周知
- ・ 定例会の実施やメール配信等により職員間で緊急時の対応を共有
- ・ 警察、学校、係等の緊急時の連絡先を周知し、目につく場所に掲示する
- ・ 訓練の実施（2.1.2 (2)参照）
- ・ 通学路を帰宅し、防犯ブザーを携帯するなど、家庭でクラブの来所・帰宅の安全対策を確認するよう保護者へ伝達
- ・ 学校からクラブへの児童の来所経路を把握し、危険な場所がないか確認

<児童との取組>

- ・ 児童に対して以下などの防犯に関する教育を実施（※3）
- ・ 危険な場所や不審者等の情報を児童に伝達、注意喚起
- ・ 訓練の実施（2.1.2 (2)参照）

※3 児童への安全教育の計画（実施内容、実施時期等）は、安全計画に定めています。

以下に児童への指導内容の例を記載します。

- クラブへの来所、帰宅には通学路を利用し、それ以外の経路を利用しない
- 児童だけで帰宅する場合には知らない人の声かけや誘いに応じない
- 「子供 110 番の家」の場所および利用方法の周知
- 防犯ブザーの利用方法
- 不審者に遭遇した場合の対処方法（大声や防犯ブザー等によって近くの人に助けを求めること、「子ども 110 番の家」が近くにある場合はそちらに逃げることに誰もいなかったら不審者から遠ざかる方向に逃げることに、安全な場所まで逃げたら近くの人に事情を話して協力を求めること）

<保護者・地域機関との取組>

- ・健康観察アプリリーバーやクラブだより等を通じた保護者への情報提供
- ・保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の児童の引渡し等）
- ・児童引渡し訓練の実施
- ・地域住民、防犯ボランティア団体と連携した登下校時のあいさつ運動の実施

(2) 訓練の実施

放課後児童クラブでは、近隣地域で事件が発生した場合は、関係機関とも協議しながら、児童の安全確保に努めなければなりません。事件の発生状況は、児童が在所中に発生した場合、来所や帰宅の途中で発生した場合など、様々なケースが想定されます。そのため、クラブ内であらかじめ対応を検討し、緊急時の訓練を行うことで備えます。

また、児童に対しても、「子ども 110 番の家」への駆け込み訓練、通学路において誘拐・連れ去りに遭わないための対応訓練、防犯ブザーの使用訓練を実施します。

訓練の計画（実施内容、担当等）は、安全計画に定めています。

2.2 近隣地域での事件発生時の対応

リーダー支援員は、不審者情報を入手した場合、警察、地域の学校、地方自治体等からの情報収集を継続して行います。当クラブの周辺で児童の安全を脅かす犯罪（殺傷事件等）が発生し、犯人が逃亡している等の情報を入手した場合、リーダー支援員またはその指示を受けた職員は、近隣の見守りを行うとともに、児童はクラブに待機させ、保護者に情報を共有するとともに送迎を依頼します。

職員は、児童を引き渡す際には、連絡がある場合を除いて保護者以外に引渡しは行わないこととします。

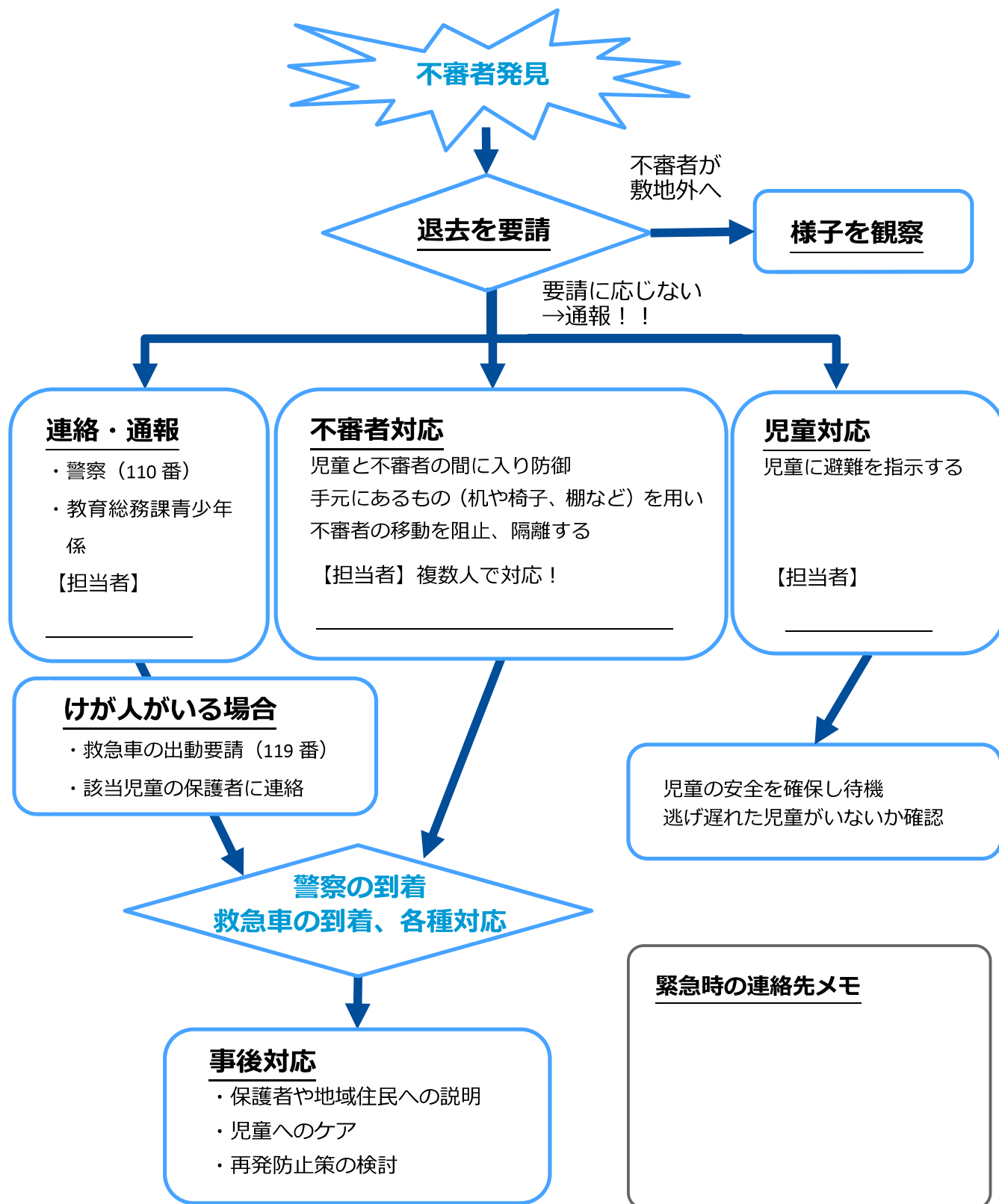
【補足コメント】 児童を取り巻く犯罪について

昨今の社会情勢の変化に伴い、児童を取り巻く犯罪も多様化、複雑化しています。下記にあげた例を参考に、放課後児童クラブとしても対応を常に検討してアップデートしていくようにしましょう。

- ・ ドローンでの盗撮やスマホカメラの高性能化に伴うのぞき・盗撮
- ・ 面会禁止の親が迎えに来ることによる児童連れ去り
- ・ 放課後児童クラブの職員による児童への性犯罪
- ・ 放課後児童クラブが SNS やホームページに写真を掲載することによるトラブル
 - 児童や職員の写真の掲載による個人情報の特定
 - 水着姿の掲載による性被害
- ・ 児童が使用するインターネットや SNS に起因するトラブル
 - コミュニティサイトでの危険な出会い
 - 自撮り画像の送信による性被害

【別紙】不審者侵入時の対応フロー

※実際のクラブの実情にあわせて修正するようにしましょう



参考文献

- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」（2015 年）
- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017 年）
- ・社会福祉法人葛葉学園「平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 放課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（2018 年）
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～」（2018 年）
- ・岡山県「学校等における児童等の安全確保に関する指針」（2007 年）
- ・杉戸町「危機管理・安全対策マニュアルについて」（2015 年）
- ・富士見市社会福祉事業団「放課後児童クラブの危機管理マニュアル」（2020 年）
- ・熊本県教育委員会「熊本県放課後子ども教室 安全管理の手引き」（2013 年）
- ・和束町「わづか放課後児童クラブ危機管理マニュアル」（2023 年）

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容	作成・改訂者	承認者

諏訪市放課後児童クラブ 感染症予防・対応マニュアル

Ver. 1

令和6年3月

目次

はじめに	2
1. 感染症の予防・感染拡大の防止	3
1.1 感染症情報の把握と情報発信	3
1.2 放課後児童クラブにおける衛生管理	3
1.2.1 施設や備品に関する衛生管理	3
1.2.2 職員自身の健康・衛生管理	3
1.2.3 児童の健康・衛生管理	4
2. 感染症発生時の対応	4
2.1 児童への対応	4
2.2 保健所や保護者への連絡	4
2.3 感染拡大防止のための対応	5
【補足コメント】ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について	5
2.4 学級閉鎖時等の対応	6
【別紙】職員健康管理チェック表	7
【別紙】清掃・消毒チェックリスト	8
参考文献	9
作成・改訂履歴	10

はじめに

本マニュアルは、「諏訪市放課後児童クラブ」における児童・職員の感染症の予防・感染拡大の防止を目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また感染症発生のおそれのあるときや感染症が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、感染症の予防や拡大の防止に努めてください。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ リーダー支援員：当クラブの責任者であり、感染症等が発生した場合に判断を行う人を指します。なお、リーダー支援員が不在などの場合については、他の支援員（放課後児童支援員有資格者）がリーダー支援員の役割を代行します。
- ・ リーダー支援員からの指示を受けた職員：必要な時にリーダー支援員からの指示に基づき行動する人を指します。
- ・ 職員：当クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、当クラブで起こりうる全ての問題に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、リーダー支援員や教育総務課青少年係に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 感染症の予防・感染拡大の防止

1.1 感染症情報の把握と情報発信

放課後児童クラブは、感染症について、市町村、保健所や学校等と連携して、日頃から発生状況についての情報収集に努め、予防に努めることが大切です。

リーダー支援員は、学校や市区町村、保健所から感染症に関する情報が迅速に伝わる連絡体制を整備するとともに、保護者に情報提供を行い、家庭での手洗いやうがいの励行、適切なワクチンの接種等、感染症を防止して児童の健康を維持するために必要な取組を呼びかけます。職員は、感染症の予防のために必要な知識（細菌やウイルス等の付着や増殖を防ぎ、感染経路を断つための知識）を身に付け、施設内の日々の衛生管理を行います。

1.2 放課後児童クラブにおける衛生管理

1.2.1 施設や備品に関する衛生管理

リーダー支援員またはその指示を受けた職員は、施設や設備、備品について、以下の衛生管理を行います。また、感染症流行期は、清掃・消毒の実施点検結果を、**【別紙】清掃・消毒チェックリスト**の様式に記録します。

<施設・設備の衛生管理>

- ・クラブ室やトイレ等の施設を毎日掃除して清潔に保つ
- ・施設内を毎日換気する（該当クラブは、空気清浄機を使用する）
- ・エアコンのフィルタを毎年清掃する
- ・クラブ室やトイレのドアノブ、照明のスイッチや手すり等を定期的にアルコール（消毒用エタノール）で消毒する。

<備品の衛生管理>

- ・感染症の予防のため、調理器具、おもちゃ等の複数人が触れる備品について定期的にアルコール消毒を行う

1.2.2 職員自身の健康・衛生管理

職員は、自身の健康・衛生管理として、以下を実施します。

<職員の健康・衛生管理>

- ・手洗い、うがいをこまめに行う
- ・爪を短くして清潔さを保つ
- ・感染症流行期の外出時にマスクを着用する等の感染予防に努める
- ・健康診断・保菌検査（検便）を受けて感染症に罹患していないか確認する（※1）

- ・アレルギーがある場合を除き、予防接種（※2）を受ける

（※1）職員がうける健康診断

定期健康診断（全職員、年 1 回）

（※2）職員が接種予定の予防接種

インフルエンザ

1.2.3 児童の健康・衛生管理

職員は、服装の調節、バランスの取れた食事、十分な睡眠や休息といった生活習慣について児童に伝え、児童が自分の健康を守る力を身につけられるよう支援します。クラブ内においては、児童の健康・衛生管理のため、以下の指導を実施します。

- ・クラブへの来所時、外遊びの後、食事提供前における手洗いとうがいの徹底
- ・食後の歯磨きの徹底
- ・咳、鼻水、熱、体がだるい等の症状があるときに我慢せずに周りに伝えること
- ・咳が出るときにはマスクをすること

さらに、家庭において感染予防ができるよう、保護者に対し家庭での健康・衛生管理の指導について依頼します。

2. 感染症発生時の対応

2.1 児童への対応

職員は、感染症が疑われる児童を発見した場合、感染拡大防止の観点から、他の児童との接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡して、症状に応じた自宅安静や医療機関への受診を勧めます。症状に緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します。

2.2 保健所や保護者への連絡

リーダー支援員は、児童や職員が感染症に罹患している、またはその疑いがあることが判明した場合には、感染症法、自治体の条例等に定められた感染症の種類や程度に応じて、教

育総務課青少年係、保健所等に連絡して、その指示に従います。また、新型コロナウイルス等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合にも、行政の指示に従います。

また、リーダー支援員は、保護者に対し、感染症の発生状況、症状、予防方法等を説明します。

2.3 感染拡大防止のための対応

リーダー支援員および職員は、児童や職員が感染症に罹患している、またはその疑いがあることが判明した場合には、クラブ内での感染拡大防止に努めます。

感染症が発生した場合の具体的な対応は、以下のとおりです。

- ・感染拡大防止のため、職員および児童のこまめな手洗い、感染症の発生状況に応じて消毒の頻度を増やすなど、施設内の適切な消毒を行う。ノロウイルス等の感染性胃腸炎の感染が疑われる場合には排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底する（【補足コメント】参照）。
- ・感染症の発生について、リーダー支援員の責任のもとで下記項目を記録する。
 - 欠席している児童の人数と欠席理由
 - 受診状況、診断名、検査結果および治療内容
 - 感染後に回復して登園した児童の回復までの期間とその後の健康状態の把握
 - 感染症終息までの推移等について、日時別、学年（年齢）別の記録
 - 職員の健康状態の記録（別紙「職員健康管理チェック表」参照）

予防接種で予防可能な感染症が発生した場合には、一般的な感染症の対応に加えて、リーダー支援員またはその指示を受けた職員が、以下について実施します。

- ・児童や職員の予防接種歴および罹患歴を確認する。
- ・未罹患で予防接種を必要回数受けていない児童については、保健所等の指示を受けて、保護者に適切な予防方法を伝えるとともに、予防接種を受ける時期をかかりつけ医と相談するよう説明する。特に、発生後 72 時間以内に予防接種を受けることで発症の予防が期待できる感染症（麻疹や水痘等）については、かかりつけ医と相談するよう保護者に促す。

【補足コメント】ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について

ノロウイルス等の感染性胃腸炎の感染者の嘔吐物や排泄物にはウイルスが大量に含まれているため、感染拡大を防ぐために、感染者の嘔吐物や排泄物を処理する際には「すばやく適切に処理する（すぐにふき取る）」、「乾燥させない」、「消毒する」の 3 点を守ることが重

要です。職員は、感染者の嘔吐物や排泄物を処理する際、以下の事項に留意します。

- ・床に着いた汚物に、直接触れない
- ・汚物から周囲にウイルスが飛散しているため、周囲の床も含めて消毒する
- ・手袋は、2枚重ねにして使用する
- ・専用のガウンやエプロンを着用し、衣類への飛び散りを防ぐ
- ・消毒はアルコールでは効果がないため塩素系消毒液（0.5%次亜塩素酸ナトリウム等）を使用する
- ・処理後は十分な手洗いや手指の消毒を実施する

2.4 学級閉鎖時等の対応

放課後児童クラブの役割として、保護者が働いており家に1人であることができない年齢の児童が利用するものであることから、学級閉鎖等の場合も開所することが原則です。しかし、放課後児童クラブにおいても感染症の予防に配慮することが必要であり、学校・地域で感染が拡大している場合に、リーダー支援員は、教育総務課青少年係の判断に従い、臨時休所を検討します。また、感染症の流行に伴い学級閉鎖の学級に在籍している児童は、感染症の症状がなくても「うつらない、うつさない、人の集まる場所への外出を控える」という趣旨から、閉鎖期間中の当クラブの利用はできないものとします。

地域の学校で学級閉鎖が発生した場合の具体的な対応は以下とします。

- ・学校より閉鎖報告を受けたのち、教育総務課青少年係は、該当クラスの児童はクラブを利用できない等の旨を保護者へ健康観察アプリリーバーで報告する
- ・児童の登室開始は、学校の登校開始とする

【別紙】職員健康管理チェック表

- ◆ 症状がなければ○、あるときは×をつけてください。
- ◆ 欠席の場合は備考欄に理由を記入してください。
(例：インフルエンザのため欠席・ケガのため欠席・都合欠)

年 月 日()		今朝の 体温	咳は 出ない	鼻水 は出ない	喉は 痛くない	頭痛 はない	下痢 はない	嘔吐 はない	備考	担当者 チェック
職員名										
1		℃								
2		℃								
3		℃								
4		℃								
5		℃								
6		℃								
7		℃								
8		℃								
9		℃								
10		℃								
11		℃								
12		℃								
13		℃								
14		℃								
15		℃								
16		℃								
17		℃								
18		℃								
19		℃								
20		℃								
21		℃								
22		℃								
23		℃								
24		℃								
25		℃								

【別紙】清掃・消毒チェックリスト

◆ 対象となる施設の場所を右枠内に記載してください。

(例：クラブ室・台所・事務スペース・玄関・トイレ)

◆ 清掃・消毒の対象物・場所を記入のうえ使用してください。

(児童クラブ)

月日・曜日	時間	担当者	清掃・消毒方法	対象物・場所						備考 ※感染症発生時等は こちらに記載
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							
/ ()	時 分		水拭き アルコール 次亜塩素酸ナトリウム (0.02%・0.1%)							

参考文献

- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」（2015 年）
- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017 年）
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018 年）
- ・厚生労働省「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて」（2023 年）
- ・社会福祉法人葛葉学園「放平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018 年）
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～」（2018 年）
- ・富士見市社会福祉事業団「放課後児童クラブの危機管理マニュアル」（2020 年）
- ・和束町「わづか放課後児童クラブ危機管理マニュアル」（2023 年）
- ・茨城県保健予防課「保育施設における感染症対応マニュアル（第 2 版）」（2017 年）

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容	作成・改訂者	承認者